

平成27年1月22日判決言渡 同日判決原本領収 裁判所書記官

平成24年(ワ)第1787号 意匠権侵害差止等請求事件

口頭弁論終結の日 平成26年10月20日

判 決

名古屋市緑区大高町一番割66番地-1

原 告	大 一 電 機 産 業 株 式 会 社
同代表者代表取締役	村 上 雄 三
同訴訟代理人弁護士	水 野 健 司
同訴訟代理人弁理士	足 立 勉
同補佐人弁理士	小 早 川 俊 一 郎

大阪市浪速区元町2丁目10番13号

被 告	株 式 会 社 エ レ ク ス
同代表者代表取締役	中 井 浩
同訴訟代理人弁護士	小 原 望
同	古 川 智 祥
同	岡 井 加 女 代
同訴訟復代理人弁護士	増 田 哲 也

主 文

- 1 被告は、別紙「イ号製品目録」記載の製品を製造、販売又は販売のための展示をしてはならない。
- 2 被告は、前項記載の製品を廃棄せよ。
- 3 被告は、原告に対し、4000万円及びこれに対する平成24年3月4日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 4 訴訟費用は、被告の負担とする。
- 5 この判決は、第3項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

主文第1項ないし第3項と同じ。

第2 事案の概要等

1 事案の概要

本件は、遊戯用器具の表示器に関する意匠権（部分意匠）を有する原告が、被告による別紙「イ号製品目録」記載のパチンコ又はスロットマシン（以下「パチスロ」という。）用の呼出ランプ（以下「被告製品」という。）の製造・販売等によって上記意匠権が侵害されているなどと主張して、被告に対し、①意匠法37条に基づき、被告製品の製造・販売等の差止め及びその廃棄を求めるとともに、②民法709条に基づき、被告の意匠権侵害行為によって被った原告の損害3億4603万円の一部に当たる4000万円（弁護士等費用200万円を含む。）及びこれに対する平成24年3月4日（本件訴状送達の日）の翌日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。

2 前提事実（当事者間に争いのない事実及び掲記の証拠等により容易に認められる事実。以下、書証番号は、特記しない限り枝番を含む。）

(1) 当事者等

ア 原告は、昭和56年に設立された遊技場向け電子制御機器の製造、販売等を目的とする株式会社である。（弁論の全趣旨）

イ 被告は、平成21年2月5日に設立された遊技場設備並びに備品の製造、企画、販売及び施工等を目的とする株式会社である。（弁論の全趣旨）

(2) 原告が有する意匠権等

原告は、次の意匠権（部分意匠。（以下「本件意匠権」といい、その登録意匠を「本件意匠」という。）を有している。（甲1、2）

登 録 番 号 第1264441号

意 匠 に 係 る 物 品 遊戯用器具の表示器

出 願 年 月 日 平成17年1月13日

登 録 年 月 日 平成18年1月20日

登 録 意 匠 別紙「意匠公報」記載のとおり。

(3) 遊戯用器具の表示器等

ア 本件意匠に係る物品である遊戯用器具の表示器（パチンコやパチスロ用の呼出ランプ）は、一般に、①当たり回数その他の遊戯者のデータなどを表示する部分（以下「データ表示部」といい、データ表示部内にある数値等の表示装置を「セグメント」という。）と②輝度や色調が変化するランプ部分（以下「ランプ発光部」という。）から構成され、データ表示部内のセグメントや、ランプ発光部のランプが点灯・点滅することにより、遊戯者の興味や興奮を高める効果などを意図して、パチンコ店等の事業主によって購入される。（甲2，弁論の全趣旨）

イ 遊戯用器具の表示器の製造・販売業者には、原告と被告のほかに、①株式会社oneA（以下「oneA」という。）、②ダイコク電機株式会社（以下「ダイコク電機」という。）、③株式会社日恵製作所（以下「日恵製作所」という。）、④ユーエフ産業株式会社（以下「ユーエフ産業」という。）、⑤アサヒ電機株式会社（以下「アサヒ電機」という。）、⑥アイ電子株式会社（以下「アイ電子」という。）などがあり、このうち、oneA、ダイコク電機及び日恵製作所の上位3社でシェアの約3分の2を占めている。（乙20，弁論の全趣旨）

(4) 原告による製品の製造・販売

ア 原告は、平成17年2月から、本件意匠の実施品であるパチンコやパチスロ用の呼出ランプ（製品名：デー太郎ランプα）の製造・販売を開始した。その後、デー太郎ランプαは約██████販売され、平成20年5月に生産が終了された。（甲11，乙18，19，弁論の全趣旨）

イ 原告は、次のとおり、デー太郎ランプαの後継機を製造・販売した。

(甲21ないし26, 弁論の全趣旨)

- (ア) デー太郎ランプ888 (販売開始:平成19年3月, 生産終了:平成22年11月) (甲21)
- (イ) デー太郎ランプMZ (販売開始:平成20年3月, 生産終了:平成22年6月) (甲22)
- (ウ) デー太郎ランプMZ-MAX (販売開始:平成21年10月, 現在も生産中) (甲23)
- (エ) デー太郎ランプLeon (販売開始:平成22年11月, 現在も生産中) (甲24)
- (オ) デー太郎ランプMEGA10 (販売開始:平成23年4月, 現在も生産中) (甲25)
- (カ) デー太郎ランプGIGA-MAX (販売開始:平成24年3月, 現在も生産中) (甲26)

ウ 本件訴訟の中で, 原告は, ①デー太郎ランプ α (前記ア), ②デー太郎ランプ888 (前記イ(ア)), ③デー太郎ランプMZ (同(イ)) 及び④デー太郎ランプMZ-MAX (同(ウ)) の4機種 (このうち, デー太郎ランプ α を除く後継の3機種につき, 以下「本件後継3機種」という。) が被告製品と市場で競合していることを理由に, 原告の損害額の算定に当たり, 被告の「侵害の行為がなければ販売することができた物品」(意匠法39条1項) として考慮すべきである旨主張している。これに対し, 被告は, ①同項の「侵害の行為がなければ販売することができた物品」は侵害された意匠権の実施品であることを要するところ, 本件後継3機種はいずれも本件意匠の実施品に当たらない, ②仮に「侵害の行為がなければ販売することができた物品」が侵害された意匠権の実施品であることを要しないとしても, 本件後継3機種は, 被告製品と市場で競合しないなどと主張して争っている。(顕著な事実)

(5) 被告の行為等

ア 被告は、平成21年4月1日から、別紙「イ号製品目録」記載の被告製品（商品名：エクスランプ、型番：EL-A1）を業として製造、販売し、又は販売のための展示をしている（以下、被告製品に係る意匠を「被告意匠」という。）。（甲3ないし5、弁論の全趣旨）

イ 被告製品は、パチンコ又はパチスロ用の呼出ランプであり、その構成は、別紙「イ号製品目録」記載の各図面のとおりである。（甲3ないし5、弁論の全趣旨）

ウ 被告は、平成21年4月1日の販売開始から現在までの間に、被告製品を3万台販売した。（当事者間に争いが無い。）

(6) 本件訴えの提起等

ア 原告は、平成24年2月11日、東京地方裁判所に対し、本件訴えを提起した（同裁判所平成24年（ワ）第3769号）。（顕著な事実）

イ 本件訴訟は、平成24年4月18日、民事訴訟法19条1項に基づき、当裁判所に移送された。（顕著な事実）

ウ 被告は、平成25年3月18日付けで、特許庁において、本件意匠権につき意匠登録（以下「本件意匠登録」という。）の無効審判請求をした。（乙24、弁論の全趣旨）

3 争点

- (1) 本件意匠と被告意匠との類否
- (2) 本件意匠登録の無効事由の有無（本件意匠の新規性又は創作容易性の欠如の有無）
- (3) 被告製品の製造・販売等の差止めの要否
- (4) 原告の損害額

4 争点に関する当事者の主張

- (1) 争点(1)（本件意匠と被告意匠との類否）

【原告の主張】

以下に述べるとおり，被告意匠は本件意匠と類似する。

ア 本件意匠の構成

本件意匠の基本的構成態様及び具体的構成態様は，以下のとおりである。

(7) 基本的構成態様

- a 点灯して変動表示することのできるデータ表示部が横長に配置されている。
- b 中央に大きく3桁の数字表示部（以下「原告中央3桁数字表示部」という。）が配置されている。
- c 原告中央3桁数字表示部の左，右及び下に，複数の数字表示部とグラフや文字を表示することのできるグラフ表示部（以下「原告グラフ表示部」という。）1個が配置されている。

(i) 具体的構成態様

- a 点灯して変動表示することができるデータ表示部は，平行な上辺及び下辺を横長にした六角形の形状をしている。
- b 原告中央3桁数字表示部は，データ表示部中央のやや上側に配置されている。
- c データ表示部の左上部分に，中程度の大きさの4桁の数字表示部（以下「原告4桁数字表示部」という。）が配置されている。
- d データ表示部の左下部分に，グラフや文字を表示することのできる原告グラフ表示部が配置されている。
- e データ表示部の右側部分に，左から順に3桁と2桁の数字表示部が，上下3段にわたって合計6個配置されている（以下「原告数字表示部6個」という。）。
- f データ表示部の中央の下の部分に，左から順に3桁と2桁の数字表示部が2個配置されている（以下「原告数字表示部2個」という。）。

イ 本件意匠の要部

(7) 本件意匠に係る物品である遊戯用器具の表示器は、パチンコやパチスロなどの遊戯用器具の上部に設置されるものであり、データ表示部内のセグメントを点灯させて所望の数字、色などを変動表示するとともに、上部に輝度、色調を可変できるランプと、左右に各ボタンを押すことによって点灯するランプが設けられたものである。データ表示部のセグメントを点灯させることにより、遊戯者の興味や興奮を高める効果を意図している。

(i) 本件意匠権の登録出願（以下「本件登録出願」という。）前に公知であった遊戯用器具の表示器に係る意匠としては、①意匠登録第1205970号（甲6。以下「公知意匠1」という。）、②意匠登録第1215544号（甲7。以下「公知意匠2」という。）、③意匠登録第1215545号（甲8。以下「公知意匠3」という。）などがあるところ、これらの公知意匠は、いずれも数字表示部のみから成り、その数字表示部の個数や配置も異なる。これらの公知意匠を前提にすると、本件意匠は、数字表示部の大きさ、数及び配置並びにグラフや文字を表示することが可能なグラフ表示部が配置されている点に特徴を有する。

本件意匠は、パチンコやパチスロの遊戯者に対して現在の遊戯の状況等をデータ表示部内のセグメントに表示させる機能を有するものであるから、データ表示部全体の外側の形状に特徴はなく、データ表示部の表示内容に特徴がある。そして、公知意匠との差異から、需要者が最も注意を惹かれる部分は、(i)中央に大きく3桁の数字表示部（原告中央3桁数字表示部）が配置され、(ii)その周囲に、大きさの異なる複数の数字表示部（①原告4桁数字表示部、②原告数字表示部6個及び③原告数字表示部2個）並びにグラフや文字を表示することのできる原告グラフ表示部が配置されているという点にあり、これらが本件意匠の要部に当

たるというべきである。

(ウ) これに対し、被告は、データ表示部全体の外枠の形状も要部に当たるなどと主張する。しかしながら、パチンコやパチスロの遊戯者にとって最も興味があるのは、呼出ランプのデータ表示部にどのようなデータが表示されるかということであるし、ランプ発光部の発光部分はデータ表示部の上部にあるランプのみであり、その側面の形状にしたがって発光するランプが埋め込まれているものではないから、データ表示部の側面の形状は要部に当たらない。

ウ 被告意匠の構成

被告意匠の基本的構成態様及び具体的構成態様は、以下のとおりである。

(ア) 基本的構成態様

- a 点灯して変動表示することのできるデータ表示部が横長に配置されている。
- b 中央に大きく3桁の数字表示部（以下「被告中央3桁数字表示部」という。）が配置されている。
- c 被告中央3桁数字表示部の左、右及び下に、複数の数字表示部とグラフや文字を表示することのできるグラフ表示部（以下「被告グラフ表示部」という。）1個が配置されている。

(イ) 具体的構成態様

- a データ表示部は、平行な上辺及び下辺を横長にした四角形であり、左右側辺は内側に湾曲しており、上辺よりも底辺が短い逆台形状を形成している。
- b 被告中央3桁数字表示部の右に、中程度の大きさの4桁の数字表示部（以下「被告4桁数字表示部」という。）が配置されている。
- c 被告中央3桁数字表示部の右下に、グラフや文字を表示することが可能な被告グラフ表示部が配置されている。

d 被告中央3桁数字表示部の左側に、3桁の数字表示部2個が上下3段にわたり合計6個配置されている（以下「被告数字表示部6個」という。）。

e 被告中央3桁数字表示部の下に、左から順に3桁、4桁、2桁の数字表示部が合計3個配置されており、このうち一番右の2桁の数字は、他の2個の数字表示部と比べて小さな表示で配置されている（以下「被告数字表示部3個」という。）。

エ 本件意匠と被告意匠との類否

(7) 共通点

本件意匠の要部と被告意匠とは、①中央に大きく3桁の数字表示部が配置されている点、②中央の3桁の数字表示部の左、右及び下に、複数の数字表示部とグラフや文字を表示することが可能なグラフ表示部1個が配置されている点、③中央の3桁の数字表示部の右に、中程度の大きさの4桁の数字表示部が配置されている点、④中央の3桁の数字表示部の横下に、グラフや文字を表示可能なグラフ表示部が配置されている点、⑤中央の3桁の数字表示部の横に、左から2ないし3桁の2個の数字表示部が上下3段にわたり合計6個配置されている点、⑥中央の3桁の数字表示部の下に、複数の数字表示部が配置されている点において共通している。

(1) 差異点

これに対し、本件意匠の要部と被告意匠とは、①4桁の数字表示部が、本件意匠では、中央の3桁の数字表示部の左側に配置されているのに対し、被告意匠では中央の3桁の数字表示部の右側に配置されている点、②中央の数字表示部の横下に配置されるグラフや文字を表示可能なグラフ表示部が、本件意匠では左に配置されているのに対し、被告意匠では右に配置されている点、③中央の3桁の数字表示部の横に配置される6

個の数字表示が、本件意匠では右に配置されているのに対し、被告意匠では左に配置されているほか、数字の桁数も異なる点、④中央の3桁の数字表示部の下に配置される複数の数字表示部について、左から順に3桁と2桁の数字表示部が2個配置されているのに対し、被告意匠では、左から順に3桁、4桁、2桁の3個の数字表示部が配置されており、このうち一番右の2桁の数字表示部は他よりも小さく配置されている点において差異がある。

(ウ) 対比

本件意匠の要部、すなわち、中央に大きく3桁の数字表示部が配置されており、その数字表示部の周囲に、大きさの異なる複数の数字表示部及びグラフや文字を表示可能なグラフ表示部が配置されている点について本件意匠と被告意匠は共通する。

特に、グラフ表示部と4桁の数字表示部は、中央の3桁の数字表示部を基準として、その左右の位置が逆にされているだけであり、その他の数字表示部も、桁数や大きさについて多少の違いはあるものの、段数、7セグメント表示（7本の線分〔セグメント〕から構成され、0から9までの10個のアラビア数字を表現できる表示装置のことをいう。以下同じ。）による数字の配置など極めて類似しており、グラフ表示部や6個の数字表示部の配置の違いなどをみても、需要者に与える印象に違いはない。

以上によれば、本件意匠と被告意匠とは、基本的構成態様が共通し、具体的構成態様の差異も、通常行われるわずかな変更にすぎないから、需要者に与える美観は極めて似たものであり類似する。

【被告の主張】

以下に述べるとおり、被告意匠は本件意匠と類似しない。

ア 本件意匠の構成

本件意匠の基本的構成態様及び具体的構成態様は、以下のとおりである。

(7) 基本的構成態様

- a 点灯して変動表示することのできるデータ表示部が横長に配置されている（原告の主張ア(7) aと同じ。）。
- b 中央に大きく3桁の数字表示部（原告中央3桁数字表示部）が配置されている（原告の主張ア(7) bと同じ。）。
- c データ表示部の左側、右側及び下側に、複数の数字表示部とグラフや文字を表示可能な原告グラフ表示部1個が配置されている（原告の主張ア(7) cと同じ。）。

(i) 具体的構成態様

- a 点灯して変動表示することができるデータ表示部は、平行な上辺及び下辺を横長にした六角形の形状をしている（原告の主張ア(i) aと同じ。）。
- b 原告中央3桁数字表示部は、データ表示部の中央やや上側に配置されている（原告の主張ア(i) bと同じ。）。
- c データ表示部の左上部分に、中程度の大きさの4桁の数字表示部（原告4桁数字表示部）が配置されている（原告の主張ア(i) cと同じ。）。
- d データ表示部の左下部分に、グラフや文字を表示することのできる原告グラフ表示部が配置されている（原告の主張ア(i) dと同じ。）。
- e データ表示部の右側部分に、左から順に3桁と2桁の数字表示部が、上下3段にわたり合計6個配置されている（原告の主張ア(i) eと同じ。）。
- f データ表示部の中央下部分に、左から順に3桁と2桁の数字表示部が2個配置されている（原告の主張ア(i) fと同じ。）。

イ 本件意匠の要部

(7) 本件意匠に係る製品は、パチンコ台やパチスロ台などの遊戯器に装備され、需要者の興味や興奮をかき立てる機能を有する。ここで、需要者の興味や興奮をかき立てる心理的、視覚的効果をもっとも発揮するのは、数字表示部の周辺に配置されたランプ発光部である。そして、表示部の外枠の形状や寸法も、これによってランプ発光部のデザインや大きさが定まることになるものであるから、需要者がもっとも注意を惹く部分、すなわち要部を構成する。本件意匠のデータ表示部の外枠は概略六角形の形状をしており、この外枠の形状にこそ、本件意匠の他の意匠にはない特徴があるというべきである。

(イ) 原告は、本件意匠以外にも、登録意匠第1319053号で意匠登録を受けているところ、この登録意匠も、中央に大きく3桁の数字表示部が配置され、その数字表示部の周囲に大きさの異なる複数の数字表示部及びグラフや文字を表示可能なグラフ表示が配置されている。原告が主張するように、中央に大きく3桁の数字表示部が配置され、その数字表示部の周囲に大きさの異なる複数の数字表示部及びグラフや文字を表示可能なグラフ表示が配置されていることをもって、本件意匠の要部に当たるとすれば、上記意匠も本件意匠と要部を同じくすることになり、類似の意匠として意匠登録ができなかったはずである。それにもかかわらず、上記の意匠について意匠登録が認められているのは、原告が主張する上記の本件意匠の特徴だけでは本件意匠の要部となり得ないことを示している。そして、原告は、本件意匠では、敢えて外枠の形状を含めて意匠の登録を受けているところ、このことは、原告自身、外枠の形状も本件意匠の要部に当たると考えて本件登録出願をしたことを端的に示している。

(ロ) 本件登録出願前に存在した本件意匠と類似する公知意匠には、①意匠登録第1178350号（乙1。以下「公知意匠4」という。）、②意

匠登録第1224868号(乙2。以下「公知意匠5」という。), ③意匠登録第1178351号(乙3。以下「公知意匠6」という。)の各登録意匠が存在した。

また, 本件登録出願時点で, ④日恵製作所製「アピア」(乙4。以下「公知意匠7」という。), ⑤同社製「ピークル2」(乙4, 5。以下「公知意匠8」という。), ⑥同社製「シャンテG」(乙4, 6。以下「公知意匠9」という。), ⑦ユーエフ産業製「ビッグビュープラス」(乙8, 11。以下「公知意匠10」という。), ⑧同社製「ビッグビュー」(乙9, 11, 14。以下「公知意匠11」という。), ⑨同社製「マジック」(乙10, 11, 14。以下「公知意匠12」という。), ⑩同社製「トリック」(甲14, 乙10, 11。以下「公知意匠13」という。), ⑪アサヒ電機製「新みっかーグラフ」(乙10。以下「公知意匠14」という。), ⑫同社製「みーなグラフ」(乙10, 14。以下「公知意匠15」という。), ⑬原告製「デー太郎ランプ21」(乙10, 14。以下「公知意匠16」という。), ⑭原告製「デー太郎ランプγ」(乙14。以下「公知意匠17」という。), ⑮原告製「デー太郎ランプ7α」(甲60, 乙12, 14。以下「公知意匠18」という。), ⑯アイ電子製「スーパー・エンジェルII」(以下「公知意匠19」という。甲61, 乙25), ⑰oneA製「デカセグ」(以下「公知意匠20」という。乙4)などの遊戯用器具の表示器が販売され, あるいはカタログに掲載されて公知のものになっていた。

(イ) 以上によれば, 本件意匠の要部は, ①データ表示部の外枠の形状, ②原告グラフ表示部の位置(配置が画面右側であるか, 左側であるか。), ③原告グラフ表示部の色, ④スタート表示部と呼ばれる4桁前後の数字の位置, ⑤原告グラフ表示部周辺の数字表示部の配置, ⑥配置される数字の大小関係も含まれるというべきである。

ウ 被告意匠の構成

被告意匠の基本的構成態様及び具体的構成態様は、以下のとおりである。

(7) 基本的構成態様

- a 点灯して変動表示することのできるデータ表示部が横長に配置されている（原告の主張ウ(7) aと同じ。）。
- b 中央に大きく3桁の数字表示部（被告中央3桁数字表示部）が配置されている（原告の主張ウ(7) bと同じ。）。
- c 被告中央3桁数字表示部の左、右及び下に、複数の数字表示部とグラフを表示することが可能な被告グラフ表示部1個が配置されている。（原告の主張ウ(7) cと同じ。）
- d データ表示部の形状は、平行な上辺及び下辺を横長にした左右内Rのある概略逆台形である。
- e 被告中央3桁数字表示部の右側に被告グラフ表示部が配置されている。

(1) 具体的構成態様

- a データ表示部は、平行な上辺及び下辺を横長にした四角形であり、左右側辺は内側に湾曲しており、上辺よりも底辺が短い逆台形状を形成している（原告の主張ウ(1) aと同じ。）。
- b 被告中央3桁数字表示部の右上方に4桁の数字表示部（被告4桁数字表示部）が配置されている（原告の主張ウ(1) bと同じ。）。
- c 中央の数字表示部の右下方に被告グラフ表示部が配置されている。
- d 中央の数字表示部の左に、3桁の数字表示部2個が、上下3段にわたり合計6個配置されている（原告の主張ウ(1) dと同じ。）。
- e 中央の数字表示部中央部の下に、左から順に3桁、4桁、2桁の数字表示部が3個配置されており、このうち最も右の2桁の数字が小さく配置されている（原告の主張ウ(1) eと同じ。）。

f 被告グラフ表示部は、縦グラフ及び横グラフを選択して表示することができるが、文字を表示することはできない。

エ 本件意匠と被告意匠の類否

(7) 共通点

原告が指摘する本件意匠と被告意匠の共通点についてはいずれも否認する。

(イ) 差異点

原告が指摘する本件意匠と被告意匠の差異点については認める。また、本件意匠と被告意匠とでは、①本件意匠の外枠の形状は、左右角外R（ラウンド）ありの概略六角形であるのに対し、被告意匠の形状は、左右内Rありの概略逆台形であるという点、②グラフ表示部及びスタート表示と呼ばれる4桁の数字表示部は、本件意匠では表示部左側に配置され、かつ、グラフの表示色は緑、橙、赤の3色であるのに対し、被告意匠では表示部右側に配置され、色は黄緑色1色であるという点、③本件意匠では、グラフ表示部に表示されるのは横グラフと文字及びアニメーションであるのに対し、被告意匠では縦グラフと横グラフであるという点、④本件意匠では、グラフ表示部の下部には何の表示もないのに対し、被告意匠では、赤色の14桁の7セグメント表示による数字（以下「7セグメント数字」という。）が配置されているという点、⑤本件意匠では、グラフと反対側に配置される3段2列の数字列にいずれも同じ寸法の7セグメント数字が並べられているのに対し、被告意匠では、グラフと反対側に配置される3段2列の数字のうち最上段の数字が下2段の数字よりも大きい寸法にデザインされているという点などの有意な差異点がある。

(ウ) 対比

前記(イ)の各差異点によれば、本件意匠と被告意匠の視覚的印象によ

って感得する美感は全く異なっている。したがって、本件意匠と被告意匠が類似するものでないことは明らかである。

(2) 争点(2) (本件意匠登録の無効事由の有無)

【被告の主張】

- ア 原告の主張によれば、本件意匠の新規性又は創作非容易性は、グラフ表示部の中央にある3桁の数字表示部の周囲に大きさの異なる複数の数字表示部及びグラフ表示部を配置したという点にあるということになるが、前記(1)【被告の主張】イ(ウ)で指摘した公知意匠の中には、大きく表示された数字やグラフ表示部などを備えたものがあり、本件意匠とこれらの公知意匠との差異は、せいぜい文字の大きさの程度及び文字の桁数の違いにすぎない。したがって、本件意匠は新規性がないし、また、これらの組合せ、あるいは、文字の大きさ・細部の配置等を若干変更することによって、原告が本件意匠を創作することが極めて容易であったことは明らかである。
- イ したがって、本件意匠は新規性及び創作非容易性がないから、本件意匠は意匠権としての登録要件を欠き無効であり、本件意匠権の権利行使は権利の濫用に当たる。

【原告の主張】

- ア 前記(1)【原告の主張】イで主張したとおり、本件意匠の要部は、中央に大きく数字表示部が配置されており、その数字表示部の周囲に大きさの異なる複数の数字表示部及びグラフや文字を表示可能なグラフ表示部が配置されている点にあるところ、被告が指摘する公知意匠は、①データ表示部の中央に大きな3桁の数字表示部が存在しない、②本件意匠は、グラフ表示部とその上部に4桁の数字表示部が配置されているのに対し、被告が指摘する公知意匠ではそのような配置は存在しないなどの顕著な違いがあるから、いずれも本件意匠の要部を備えたものとはいえない。
- イ したがって、被告が指摘する公知意匠は、いずれも本件意匠権に類似す

る意匠に当たらず、本件意匠権の登録は、意匠法3条1項3号及び同条2項に違反しない。

(3) 争点(3) (被告製品の製造・販売等の差止めの要否)

【原告の主張】

前記(1)【原告の主張】で主張したとおり、本件意匠と被告意匠は類似するから、被告が被告製品を製造・販売していることは本件意匠権の侵害行為に当たる。

したがって、原告は、被告に対し、意匠法37条1項及び2項に基づき、被告製品の製造・販売等の差止め及び被告製品の廃棄を求める権利を有する。

【被告の主張】

原告の主張については争う。

(4) 争点(4) (原告の損害額)

【原告の主張】

ア 被告が譲渡した物品(被告製品)の譲渡数量

被告製品の譲渡数量は3万台である。

イ 被告の侵害の行為がなければ販売することのできた物品(原告の製品)

(ア) 意匠法39条1項の「その侵害の行為がなければ販売することができた物品」は、①デー太郎ランプα、②デー太郎ランプ888、③デー太郎ランプMZ及び④デー太郎ランプMZ-MAXの4機種である。

(イ) 仮に、デー太郎ランプ888、デー太郎ランプMZ及びデー太郎ランプMZ-MAXの3機種(本件後継3機種)が本件意匠の実施品に当たらないとしても、意匠法39条1項の「その侵害の行為がなければ販売することができた物品」は、侵害された意匠の実施品だけでなく、侵害品と市場で競合するものであれば足りるものと解されるから、これら本件後継3機種は、意匠法39条1項の「その侵害の行為がなければ販売することができた物品」に当たる。

ウ 被告の侵害の行為がなければ販売することのできた物品（原告の製品）の単位数量当たりの利益の額

(7) 単位数量当たりの販売価格

被告の侵害行為がなければ販売することができた原告の製品に関する平成19年3月から平成24年11月までの各機種のアverage販売金額は以下のとおりであり、そのAverageを取ると1台当たりの金額は [REDACTED] となる。原告は、被告製品が販売された平成21年4月1日以降、被告製品に対抗するために値下げを余儀なくされたところ、被告の本件意匠権侵害行為がなければ、これら値引きの必要はなかったのであるから、上記4機種の単位数量当たりの販売金額は [REDACTED] を下らない。

a デー太郎ランプα [REDACTED]

b デー太郎ランプ888 [REDACTED]

c デー太郎ランプMZ [REDACTED]

d デー太郎ランプMZ-MAX [REDACTED]

(1) 控除すべき費用

a デー太郎ランプα

控除すべき費用は、①原告が調達した部品費用 [REDACTED]、②原告が調達した附属品費用 [REDACTED]、③東海理化に対する製造委託費 [REDACTED]、④代表ランプ中継器 [REDACTED]、⑤パチンコ用の場合の入力変換器 [REDACTED]、⑥パチスロ用の場合の集中分配器 [REDACTED]、⑦顧客への運送・配送費用 [REDACTED] である。

これらの費用を合計すると、パチンコ用の費用は [REDACTED]、パチスロ用の費用は [REDACTED] となり、パチンコ用とパチスロ用の割合が同じであったとしてAverageを取るとデー太郎ランプαの費用は [REDACTED] となる。

b デー太郎ランプ888

控除すべき費用は、①原材料費ないし仕入価格（パチンコ用につき [REDACTED]、パチスロ用につき [REDACTED]）、②変動経費（パチンコ用につき [REDACTED]、パチスロ用につき [REDACTED]）、③輸送費 [REDACTED]（パチンコ用・パチスロ用とも同じ。）である。

これらの費用を合計すると、パチンコ用の費用は [REDACTED]、スロット用の費用は [REDACTED] となり、パチンコ用とスロット用の割合が同じであったとして平均を取るとデー太郎ランプ888の費用は [REDACTED] となる。

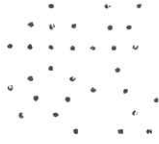
c デー太郎ランプMZ

控除すべき費用は、①原材料費ないし仕入価格（パチンコ用につき [REDACTED]、スロット用につき [REDACTED]）、②変動経費（パチンコ用につき [REDACTED]、パチスロ用につき [REDACTED]）、③輸送費 [REDACTED]（パチンコ用・パチスロ用とも同じ。）である。

これらの費用を合計すると、パチンコ用の費用は [REDACTED]、スロット用の費用は [REDACTED] となり、パチンコ用とパチスロ用の割合が同じであったとして平均を取るとデー太郎ランプMZの費用は [REDACTED] となる。

d デー太郎ランプMZ-MAX

控除すべき費用は、①原材料費ないし仕入価格（パチンコ用につき [REDACTED]、パチスロ用につき [REDACTED]）、②変動経費（パチンコ用につき [REDACTED]、パチスロ用につき [REDACTED]）、③輸送費 [REDACTED]（パチンコ用・パチスロ用とも同じ。）である。



これらの費用を合計すると、パチンコ用の費用は [REDACTED] [REDACTED] パチスロ用の費用は [REDACTED] となり、パチンコ用とパチスロ用の割合が同じであったとして平均を取るとデー太郎ランプMZ-MAXの費用は [REDACTED] となる。

エ 原告の実施の能力

意匠法39条1項の「実施の能力」とは、生産及び譲渡を含めた供給能力を意味し、権利者自らが生産設備を有する場合に限らず、下請や委託生産等による供給能力を含む。

原告は、平成21年度の呼出ランプの販売実績において、被告の4倍以上である7万5000台を販売しており、被告製品の譲渡数量である3万台を製造・販売することができる能力を備えていたことは明らかである。

オ 被告の譲渡数量の全部又は一部に相当する数量を原告が販売することができないとする事情（意匠法39条1項ただし書）の有無

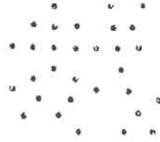
被告の主張については争う。

被告製品の販売が開始された平成21年4月の時点で、デー太郎ランプαの在庫は残っており、実際に販売もされていた。また、被告製品が販売されず、デー太郎ランプαが順調に販売台数を伸ばしていれば、原告は何時でも生産を再開して必要な台数を補充することができた。また、この点を措くとしても、「被告の侵害の行為がなければ販売することのできた物品」には、本件後継3機種も含まれるから、デー太郎ランプαの生産が終了していたことを理由として被告の譲渡数量の全部又は一部に相当する数量を原告が販売することができなかったとする被告の主張は失当である。

カ 寄与度

被告の主張については争う。

寄与度なるものは、法文上の根拠のある概念ではないから、その適用は慎重に行うべきである。



また、本件意匠こそが極めて大きく需要者の購入意欲を喚起し、被告製品の購入を動機付けたというべきであるから、本件意匠の寄与度は100%であると解される。

【被告の主張】

ア 被告が譲渡した物品（被告製品）の譲渡数量

被告製品の譲渡数量が3万台であることは認める。

イ 被告の侵害の行為がなければ販売することのできた物品（原告の製品）

(7) 意匠法39条1項の「その侵害の行為がなければ販売することができた物品」とは、侵害された意匠権の実施品であることを要するというべきところ、本件後継3機種はいずれも本件意匠の実施品ではない。

(i) 仮に、原告が主張するように、「その侵害の行為がなければ販売することができた物品」が侵害品と市場で競合するものであれば足りるとしても、その構成態様や価格帯に照らすと、本件後継3機種は、被告製品の競合品には当たらない。

ウ 被告の侵害の行為がなければ販売することのできた物品（原告の製品）

の単位数量当たりの利益の額

(7) 単位数量当たりの販売価格

既に生産が終了し、後継機種であるデー太郎ランプ888の製造・販売が開始されていたデー太郎ランプαを新規に大量に販売するためには、デー太郎ランプ888の平成21年4月（被告製品の販売開始時点）以降の平均販売単価である [redacted] を下回る価格としなければ販売することができなかったことは明らかである。したがって、デー太郎ランプαの平均販売単価は [redacted] とすべきである。

また、仮に、本件後継3機種が意匠法39条1項の「その侵害の行為がなければ販売することができた物品」に当たる場合には、平成21年4月以降の実際の販売価格に照らし、①デー太郎ランプ888につき [redacted]



■，②デー太郎ランプMZにつき■，③デー太郎ランプMZ-MAXにつき■を単位数量当たりの販売価格とすることが相当である。

なお、原告は、被告製品の販売が開始されたことにより値引きを強いられたことを考慮して原告の製品の平均販売単価は■を下らないなどと主張する。しかしながら、原告の製品に限らず、いずれの製造者の呼出ランプについても、発売開始時点の価格を頂点として、年月の経過に伴ってその価格は下落するものであり、原告が値引きを強いられたのは被告製品の販売を原因とするものではないから、原告の主張には理由がない。

(イ) 控除すべき費用

原告の製品の単位数量当たりの利益を算定するに当たって控除すべき費用については、①デー太郎ランプαにつき■，②デー太郎ランプ888につき■，③デー太郎ランプMZにつき■，④デー太郎ランプMZ-MAXにつき■とすべきである。

エ 原告の実施の能力

本件意匠の実施品であるデー太郎ランプαは、被告が被告製品を販売する約1年前である平成20年5月に生産を終了している。そうすると、被告が被告製品の販売を開始した平成21年4月の時点では、デー太郎ランプαを製造するラインは残っておらず、在庫についても、ほとんど残っていなかったものと考えられる。

これらの事情によれば、被告が被告製品を販売した数量3万台を原告が販売することは、明らかに原告の「実施の能力」（意匠法39条1項）を超えており、原告の実施の能力はゼロというべきである。

オ 被告の譲渡数量の全部又は一部に相当する数量を原告が販売することが



できないとする事情（意匠法39条1項ただし書）の有無

後記(ア)ないし(オ)のとおり，原告には，被告製品の譲渡数量に相当する数量を販売することができない事情が存在する。

(ア) 前記エで主張したとおり，デー太郎ランプαは被告製品の販売が開始される約1年前に生産を終了していた。

(イ) 原告は，平成20年5月以前に，本件意匠を利用していないデー太郎ランプ888などの新たな製品を次々と展開・販売しており，デー太郎ランプαは完全に旧式化していた。そうすると，仮に，被告が被告製品を製造・販売していなかったとしても，被告の販売した数量3万台と同数量のデー太郎ランプαを原告が販売することができたということはありません。

(ウ) デー太郎ランプαのグラフ表示部内のグラフは横棒グラフであるのに対し，被告製品のグラフ表示部は，横棒グラフだけでなく，縦棒グラフを表示することもできるという違いがある。また，被告製品には，同製品が設置されたパチンコ台等について連続して大当たりが出た回数（以下「連チャン回数」という。）をセグメント表示することができる機能が付されており，このような機能のないデー太郎ランプαが，被告製品と同じ3万台を販売することは不可能である。

(エ) 被告製品の譲渡数量が3万台となった大きな理由は，他社では上位機種にのみ備えられている機能を有しておりながら，販売価格（実勢価格1万3000円ないし1万4000円程度）が低く抑えられていたことにある。仮に，原告が主張するデー太郎ランプαの価格（ ）が正しいとすれば，被告製品が販売されなかったとしても，被告製品よりも4割以上価格が高く，しかも，機能が劣るデー太郎ランプαを購入するとは考え難い。

(オ) 原告の呼出ランプ市場での市場占有率（シェア）は15.5%にすぎ



ず、one A、ダイコク電機及び日恵製作所の上位3社により3分の2のシェアが占められている。仮に、被告製品の販売がなければ、実際に被告製品を購入した者が、原告製品を購入するか、その他の製造者が販売する競合品を購入するかについては、それぞれのシェアに対応する割合でそれぞれの製品の購入に向かうことは明らかである。

カ 寄与度

本件意匠が原告の製品の利益に対して貢献している割合（寄与度）は、①デー太郎ランプαにつき5%、②デー太郎ランプ888につき2%、③デー太郎ランプMZにつき1%、④デー太郎ランプMZ-MAXにつき1%にすぎないというべきである。

第3 当裁判所の判断

1 認定事実

前記前提事実に、掲記の証拠及び弁論の全趣旨を総合すれば、次の各事実が認められる。

(1) 本件意匠の構成

本件意匠は、別紙「意匠公報」記載のとおりであり、意匠に係る物品を遊戯用器具の表示器とするもので、その構成態様は、次のとおりである。なお、本件意匠では、データ表示部の色は保護の対象となっていない。（甲2、11、12、弁論の全趣旨）

ア 基本的構成態様

(7) 点灯して変動表示することのできるデータ表示部が横長に配置されている。

(i) 中央に大きく3桁の数字表示部（原告中央3桁数字表示部）が配置されている。

(ii) 原告中央3桁数字表示部の左、右及び下に、複数の数字表示部（原告4桁数字表示部、原告数字表示部6個及び原告数字表示部2個）並びに



グラフや文字を表示することが可能な原告グラフ表示部1個が配置されている。

イ 具体的構成態様

(ア) 点灯して変動表示することができるデータ表示部は、平行な上辺及び下辺を横長にした六角形の形状をしている。

(イ) 7セグメント数字を表示することのできる原告中央3桁数字表示部は、データ表示部の中央のやや上側に1個配置されている。

(ロ) データ表示部の左上部分（原告中央3桁数字表示部の左側部分）に、原告中央3桁数字表示部と比べて約2分の1の大きさであり、他の数字表示部と比べてやや大きい数字を7セグメント数字で表示することのできる原告4桁数字表示部（スタート表示部）が1個配置されている。

(ハ) データ表示部の左下部分（原告中央3桁数字表示部の左斜め下部分）に、横グラフや文字を表示することのできる原告グラフ表示部が1個配置されている。

(ニ) データ表示部の右側部分（原告中央3桁数字表示部の右側部分）に、上下3段にわたり、左から順に3桁と2桁の7セグメント数字を表示することのできる数字表示部が合計6個配置されている（原告数字表示部6個）。

(ホ) データ表示部の中央下部分（原告中央3桁数字表示部の真下部分）に、左から順に3桁と2桁の7セグメント数字を表示することのできる数字表示部が2個配置されている（原告数字表示部2個）。原告数字表示部2個の7セグメント数字の表示は、原告数字表示部6個の7セグメント数字の表示と比べてやや大きい。

(2) 被告意匠の構成

被告意匠に係る物品は、本件意匠に係る物品と同じ遊戯用器具の表示器であり、その構成態様は、次のとおりである。（甲3ないし5、弁論の全趣



旨)

ア 基本的構成態様

- (7) 点灯して変動表示することのできるデータ表示部が横長に配置されている。
- (イ) 中央に大きく3桁の数字表示部（被告中央3桁数字表示部）が配置されている。
- (ロ) 被告中央3桁数字表示部の左、右及び下に、複数の数字表示部及びグラフ表示部1個が配置されている。

イ 具体的構成態様

- (7) データ表示部は、平行な上辺及び下辺を横長にした四角形であり、左右側辺は内側に湾曲しており、上辺よりも底辺が短い逆台形状を形成している。
- (イ) 7セグメント数字を表示することのできる被告中央3桁数字表示部は、データ表示部の中央のやや上側に配置されている。
- (ロ) データ表示部の右上部分（被告中央3桁数字表示部の右側部分）に、被告中央3桁数字表示部と比べて約2分の1の大きさであり、他の数字表示部と比べてやや大きい7セグメント数字を表示することのできる被告4桁数字表示部（スタート表示部）が1個配置されている。
- (ハ) データ表示部の右下部分（被告中央3桁数字表示部の右斜め下部分）に、グラフを表示することのできる被告グラフ表示部が1個配置されている。
- (ニ) 被告グラフ表示部には、縦グラフと横グラフを選択して表示することができる。また、被告グラフ表示部の下部には、連続して大当たりが出た回数（連チャン回数）を表示する数字表示部が配置されているが、この数字表示部は、かなり小さな文字で表示されるものであるため、グラフ表示部と一体のものにみえる。なお、被告グラフ表示部は文字を表示



することはできない。

(カ) データ表示部の左側部分（被告中央3桁数字表示部の左側部分）に、上下3段にわたり、各段につき3桁の7セグメント数字を表示することのできる数字表示部が2個ずつ、合計6個配置されている（被告数字表示部6個）。

(キ) データ表示部の中央下部分（被告中央3桁数字表示部の真下部分）に、左から順に3桁、4桁及び2桁の7セグメント数字を表示することのできる数字表示部が合計3個配置されており（被告数字表示部3個）、このうち最も右に位置する2桁の数字表示部は、他の2個の数字表示部よりもかなり小さく、目に付きにくい。また、被告数字表示部3個の7セグメント数字の表示は、被告数字表示部6個の7セグメント数字の表示と比べてやや小さい。

(3) 本件登録出願時点の公知意匠等

ア 本件登録出願時点（平成17年1月13日）の遊戯用器具の表示器に関する登録意匠には、①意匠登録第1205970号（公知意匠1。甲6）、②意匠登録第1215544号（公知意匠2。甲7）、③意匠登録第1215545号（公知意匠3。甲8）、④意匠登録第1178350号（公知意匠4。乙1、14）、⑤意匠登録第1224868号（公知意匠5。乙2）、⑥意匠登録第1178351号（公知意匠6。乙3、14）がある。（甲6ないし8、乙1ないし3）

イ また、本件登録出願時点でに公然知られた意匠には、①日恵製作所製「アピア」（公知意匠7。乙4、14）、②同社製「ピークル2」（公知意匠8。乙4、5、14）、③同社製「シャンテG」（公知意匠9。乙4、6、14）、④ユーエフ産業製「ビッグビュウプラス」（公知意匠10。乙8、11）、⑤同社製「ビッグビュー」（公知意匠11。甲15、乙9、11、14）、⑥同社製「マジック」（公知意匠12。乙10、11、1



4), ⑦同社製「トリック」(公知意匠13。乙10, 11), ⑧アサヒ電機製「新みっかーグラフ」(公知意匠14。乙10), ⑨同社製「みんなグラフ」(公知意匠15。乙10, 14), ⑩原告製「デー太郎ランプ21」(公知意匠16。乙10, 14), ⑪原告製「デー太郎ランプγ」(公知意匠17。乙14), ⑫原告製「デー太郎ランプ7α」(公知意匠18。乙12, 14), ⑬アイ電子製「スーパー・エンジェルⅡ」(公知意匠19。甲61, 乙25), ⑭oneA製「デカセグ」(公知意匠20。乙4)がある。(甲61, 乙4ないし6, 8ないし14, 25, 弁論の全趣旨)

ウ 公知意匠4ないし18には, 数字表示部やグラフ表示部が配置されているが, 本件意匠と異なり, データ表示部の中央に3桁の数字表示部(中央3桁数字表示部)は配置されておらず, 本件意匠のように, 中央の3桁の数字表示部の周囲にグラフ表示部や数字表示部が配置される構成にはなっていない。また, 公知意匠19の中央には3桁の数字を表示することができる装置が配置されているが, この装置は, 本件意匠のように, 7セグメント数字を表示するものではなく, 小さな四角の点(ドット)の集合によって構成されたグラフ表示部であり, これら四角の点の点滅具合によって3桁の数字を表示することも可能となるというものである。(甲61, 乙1ないし6, 8ないし14, 弁論の全趣旨)

(4) 遊戯用器具の表示器の製造者等

ア 遊戯用器具の表示器(呼出ランプ)は, パチンコやパチスロの遊戯機に接続され, ①パチンコ台又はパチスロ台で現在遊戯している遊戯者の遊技状況に関するデータを表示する, ②遊戯者が店員を呼び出す際に用いる, ③パチンコ台又はパチスロ台の当たり状況等の履歴を表示するなどの目的で使用されるものであり, パチンコ店等の事業主により購入される。(弁論の全趣旨)



イ 被告製品が販売された平成21年4月前後における遊戯用器具の表示器（呼出ランプ）の主な製造者の販売台数及び市場占有率は、次のとおりであった。（乙20，弁論の全趣旨）

(7) 平成20年度（市場規模42万8000台）

a one A	10万台	23.4%
b ダイコク電機	9万台	21.0%
c 日恵製作所	9万8000台	22.9%
d 原告	8万台	18.7%
e ユーエフ産業	6万台	14.0%

(i) 平成21年度（市場規模48万5000台）

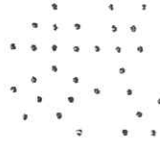
a one A	12万台	24.7%
b ダイコク電機	10万5000台	21.6%
c 日恵製作所	9万8000台	20.2%
d 原告	7万5000台	15.5%
e ユーエフ産業	7万台	14.4%
f 被告	1万7000台	3.5%

ウ デー太郎ランプα及び本件後継3機種並びに被告製品は、いずれも販売当初の価格が [] からこれを若干下回る程度の中価格帯に属する製品であった。（乙20，38，39，弁論の全趣旨）

(5) 原告による呼出ランプの製造・販売等

ア 原告は、昭和56年に設立された遊技場向け電子制御機器の製造、販売等を目的とする株式会社である。原告の呼出ランプの販売台数は、前記(4)イのとおり、平成20年度は8万台、平成21年度は7万5000台であった。（乙20，弁論の全趣旨）

イ 被告製品の販売が開始された平成21年4月1日の時点で、原告は、平成20年5月に生産を終了したデー太郎ランプαの在庫を販売していたほ



か、デー太郎ランプαの後継機に当たるデー太郎ランプ888（平成19年3月販売開始）及びデー太郎ランプMZ（平成20年3月販売開始）を製造・販売していた。その後、原告は、平成21年10月、デー太郎ランプMZ-MAXの製造・販売を開始した。なお、原告が販売したデー太郎ランプαの総台数は約[REDACTED]であった。（甲11, 12, 21ないし23, 乙18, 弁論の全趣旨）

ウ 本件訴訟の中で、原告は、デー太郎ランプαのほか、①デー太郎ランプ888, ②デー太郎ランプMZ及び③デー太郎ランプMZ-MAXの3機種（本件後継3機種）の合計4機種が、被告の「侵害の行為がなければ販売することができた物品」（意匠法39条1項）に当たる旨主張している。なお、本件後継3機種のうち、デー太郎ランプ888は平成22年11月、デー太郎ランプMZは同年6月にそれぞれ生産を終了したが、デー太郎ランプMZ-MAXは現在も生産を続けている。（甲21ないし23, 乙19, 弁論の全趣旨, 顕著な事実）

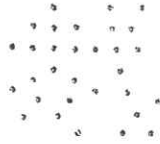
(6) 被告による遊戯用器具の表示器の製造・販売等

ア 被告は、平成21年2月5日に設立された遊技場設備並びに備品の製造、企画、販売及び施工等を目的とする株式会社である。

被告の代表者である中井浩は、平成7年4月から平成20年7月20日までの間、原告において営業部長などとして稼働し、原告を退職した後の平成21年2月5日に被告を設立してその代表取締役役に就任した。なお、被告には、現在、原告のプログラム技術者として勤務していた杉山克政、原告の回路設計担当者として勤務していた渡辺伸一が稼働している。（乙38, 弁論の全趣旨）

イ 被告は、平成21年4月1日から、被告製品を業として製造、販売し、又は販売のための展示をしている。

被告製品の構成は、別紙「イ号製品目録」記載の各図面のとおりである



ところ、①被告製品が、本件意匠権に係る物品と同一の遊戯用器具の表示器であること、②販売開始から現在までの被告製品の「譲渡数量」（意匠法39条1項）が3万台であることは、いずれも当事者間に争いが無い。

（甲3ないし5，弁論の全趣旨）

ウ 被告は、平成21年10月27日、被告製品の後継機に当たる呼出ランプ（商品名：EL-A2）の販売を開始した。（甲95，弁論の全趣旨）

エ 被告製品のグラフ表示部（被告グラフ表示部）は、横グラフのみを表示するデー太郎ランプ α の原告グラフ表示部とは異なり、横グラフのほかに縦グラフを表示することもできる。また、被告グラフ表示部の下部には、連続して大当たりが出た回数（連チャン回数）を表示する数字表示部が配置されているため、遊戯者は、この連チャン回数の表示を見ることにより、その呼出ランプが設置されたパチンコ台等の過去の当たり状況を確認することができるようになっている。また、被告製品では、7セグメント表示の数字表示部の色彩がセグメントごとに変化するという特徴がある。（甲4，乙24，弁論の全趣旨）

オ 被告製品のランプ発光部には、被告が新たに開発した立体感のある大型の2重レンズ（美光レンズ）が搭載されていたところ、同レンズは、データ表示部からその外側に向かって広げた翼のような特徴的な形状をしていることから視認性が高く、被告表示部の上部に位置するランプ部分と併せて、被告製品が接続されたパチンコ台の置かれた店内を華やかに演出する機能を果たしていた。（甲3，4，95）

カ 被告製品には、閉店後イルミネーションを自動で消灯させたり、非稼働台のイルミネーション・表示の輝度を削減して節電表示するエコサポート機能が搭載されていたところ、デー太郎ランプ α 、デー太郎ランプ888及びデー太郎ランプMZには同様の機能は搭載されていなかった。（甲4，11，21，22）



2 争点(1) (本件意匠と被告意匠との類否) について

(1) 本件意匠の要部 (特徴的部分) について

ア 要部の判断の手法について

登録意匠とそれ以外の意匠が類似であるか否かに関する判断は、需要者の視覚を通じて起こさせる美感に基づいて行うものである (意匠法 24 条 2 項)。したがって、その判断に当たっては、意匠に係る物品の性質、用途、使用態様、さらには公知意匠にはない新規な創作部分の存否等を参酌して、需要者の注意を惹き付ける部分について要部として把握した上で、両意匠が要部において構成態様を共通にするか否かを中心に観察し、全体として美感を共通にするか否かを判断すべきであり、この判断の手法は、本件意匠のような部分意匠においても異なるものではない。

そこで、前記 1 で認定した各事実を基礎にして、このような観点から、本件意匠の要部について検討する。

イ 検討

(7) 本件意匠に係る物品は、遊戯用器具の表示器 (呼出ランプ) であるところ、この遊戯用器具の表示器は、パチンコやパチスロの遊戯機に接続され、遊戯機に関する数値情報等を表示し、遊戯者などに伝達するなどの用途及び機能を備えるものであり、パチンコ店等の事業主によって購入されるものであるから、意匠の類否判断における「需要者」 (意匠法 24 条 2 項) は、これらパチンコ店等の事業主である。

(1) そして、遊戯機に関する数値情報等を表示し、現在遊戯している遊戯者等に伝達するという前記 1 (4) アで認定した遊戯用器具の表示器の使用態様、使用目的に照らすと、需要者の注意が最も惹き付けられるのは、データ表示部の表示に係る構成要素及びその表示の具体的な組合せ、すなわち、データ表示部の表示内容にあるということが出来る。

このような観点から本件意匠についてみると、前記 1 (1) で認定



したとおり、本件意匠は、① 3桁の7セグメント数字を表示することのできる数字表示部（原告中央3桁数字表示部）、② スタート表示部と呼称される4桁の7セグメント数字を表示することのできる数字表示部（原告4桁数字表示部）、③ 文字や横グラフを表示することのできるグラフ表示部（原告グラフ表示部）、④ 3桁及び2桁の7セグメント数字を表示することのできる合計6個の数字表示部（原告数字表示部6個）、⑤ 3桁及び2桁の7セグメント数字を表示することのできる数字表示部（原告数字表示部2個）という5つの構成要素から成り、これらの構成要素が、原告中央3桁数字表示部（上記①）を中心として、その左上に原告4桁数字表示部（同②）、その左下に原告グラフ表示部（同③）、その右に原告数字表示部6個（同④）、その下に原告数字表示部2個（同⑤）に配置されているところ、これらの構成要素の選択及びその組合せは、前記1(3)で認定した公知意匠には見られない特徴であり、本件意匠の要部に当たるといえることができる。

(ウ) 他方、前記1(4)アで認定した遊戯用器具の表示器の使用態様・使用目的に照らすと、需要者は、データ表示部の外枠の形状にも相応の着目をするといえるけれども、前記1(3)で認定した公知意匠の中には、本件意匠の外枠の形状と同じ、平行な上辺及び下辺を横長にした六角形の形状のものがあり（公知意匠11及び13。甲15、乙9ないし11、14）、同形状は、本件登録出願時点で、ありふれたものであったといえるから、同形状は、本件意匠の特徴的な部分であるといえることはできず、本件意匠の要部には当たらない。

(2) 本件意匠と被告意匠の類否判断について

ア 共通点

本件意匠と被告意匠とを対比すると、(i) 基本的構成態様において、
(a) 点灯して変動表示することのできるデータ表示部が横長に配置されて



いる点（以下「本件共通点1」という。）、(b)中央に大きく3桁の数字表示部が配置されている点（以下「本件共通点2」という。）、(c)中央の3桁の数字表示部の周囲（左、右及び下）に、複数の数字表示部及び1個のグラフ表示部がそれぞれ配置されている点（以下「本件共通点3」という。）、(ii)具体的構成態様において、(a)データ表示部には、①中央の3桁の数字表示部、②4桁の数字表示部、③グラフ表示部、④合計6個の数字表示部、⑤合計2個（本件意匠）ないし合計3個（被告意匠）の数字表示部の大きく5つの要素から構成されている点（以下「本件共通点4」という。）、(b)中央の3桁の数字表示部は、データ表示部の中央のやや上側に配置され、7セグメント数字を表示することのできるものである点（以下「本件共通点5」という。）、(c)中央の3桁の数字表示部の横に配置された4桁の数字表示部は、スタート表示部と呼ばれるものであり、中央の3桁の数字表示部の約2分の1の大きさの7セグメント数字を表示することのできるものである点（以下「本件共通点6」という。）、(d)中央の3桁の数字表示部の斜め下の部分には、横グラフを表示することのできるグラフ表示部が配置されている点（以下「本件共通点7」という。）、(e)中央の3桁の数字表示部の横には、7セグメント数字を表示することのできる数字表示部が各段2個ずつ、上下3段にわたって合計6個配置されている点（以下「本件共通点8」という。）、(f)4桁の数字表示部の下に、グラフ表示部が配置されている点（以下「本件共通点9」という。）、(g)中央の3桁数字表示部の真下には、7セグメント数字を表示することのできる数字表示部が複数個配置されている点（以下「本件共通点10」という。）がいずれも共通する。

イ 差異点

他方、本件意匠と被告意匠とは、①データ表示部の外枠の形状が、本件意匠では六角形を形成しているのに対し、被告意匠では逆台形を形成して

いる点（以下「本件差異点1」という。）、②4桁数字表示部が、本件意匠では原告中央3桁数字表示部の左側に配置されているのに対し、被告意匠では被告中央3桁数字表示部の右側に配置されている点（以下「本件差異点2」という。）、③グラフ表示部が、本件意匠では原告中央3桁数字表示部の左斜め下に配置されているのに対し、被告意匠では被告中央3桁数字表示部の右斜め下に配置されている点（以下「本件差異点3」という。）、④6個の数字表示部が、本件意匠では原告中央3桁数字表示部の右側に配置されているのに対し、被告意匠では被告中央3桁数字表示部の左側に配置されている点（以下「本件差異点4」という。）、⑤中央の3桁の数字表示部の下に配置された数字表示部が、本件意匠では3桁と2桁の数字表示部2個の配置となっているのに対し、被告意匠では左から順に3桁、4桁及び2桁の合計3個の数字表示部の配置となっている点（以下「本件差異点5」という。）、⑥グラフ表示部に表示されるグラフは、本件意匠では横グラフのみを表示することができるものであるのに対し、被告意匠では選択により横グラフ又は縦グラフのいずれかを表示することができる点（以下「本件差異点6」という。）、⑦被告意匠のグラフ表示部の下部には、連チャン回数を表示することのできる表示装置が配置されているのに対し、本件意匠にはそのような部分は存在しない点（以下「本件差異点7」という。）などの差異点がある。

ウ 検討

- (ア) そこで、以下、前記ア及びイで認定・説示した共通点及び差異点に基づき、本件意匠と被告意匠との類否について検討する。
- (イ) 本件意匠と被告意匠は、前記(1)で認定した要部において、その態様を共通にする。すなわち、本件意匠と被告意匠は、データ表示部に配置された5つの構成要素（数字表示部及びグラフ表示部）の存在（本件共通点4）に加えて、(a)データ表示部の中央のやや上側に3桁の7セグ

メント数字を表示することのできる数字表示部が配置され（本件共通点2及び5）、(b)その一方の横に数字表示部6個（本件共通点8）、(c)他方の横に4桁の数字表示部及びグラフ表示部（本件共通点9）、(d)中央の3桁数字表示部の真下に7セグメント数字を表示する数字表示部（本件共通点10）が配置されている点で、その構成要素の配置及びその組み合わせを共通にしており、全体としてその視覚を通じた美感を共通にするものといえることができる。

(ウ) 次に、本件意匠と被告意匠には、前記イの各差異点があるところ、このうち、データ表示部の外枠の形状に関する差異点（本件差異点1）が本件意匠の要部に関する差異点に当たるといえることができないことは前記(1)イで既に説示したとおりである。

他方、それ以外の差異点は、本件意匠の要部に関する差異点であるといえることができるけれども、このうち、本件差異点2ないし4については、数字表示部とグラフ表示部の配置が左右逆になっている程度のものにすぎないから、全体として、本件意匠と異なる美感を看者に生じさせるものとまでいえることはできない。

また、本件差異点5については、被告意匠の3個の数字表示部のうち、最も右に配置された2桁の数字表示部は他の2個の数字表示部よりもかなり小さいため、目に付きにくいものであることに照らすと、その存在をもって、本件意匠と異なる美感を生じさせるということとはできない。

さらに、本件差異点6については、被告意匠でも本件意匠と同じ横グラフを表示することは可能であるから、縦グラフが表示された状態のみをもってその類否を検討することは相当ではないし、本件差異点7については、連チャン回数の数字表示は、被告グラフ表示部の下部にかなり小さな文字で表示されるため、グラフ表示部と一体のものにみえることに照らすと、その存在をもって、本件意匠と異なる美感を被告意匠に生

じさせるとまでいうことはできない。

以上によれば、本件意匠と被告意匠とは、看者に対して視覚を通じて共通の美感を起こさせるものであり、類似しているというべきである。

これに対し、被告は、数字表示部に表示される7セグメント数字の大きさが異なることなども指摘するけれども、これら被告が指摘する差異点を十分考慮しても、被告意匠が、全体として本件意匠とは異なる美感を看者に生じさせるということとはできない。

3 争点(2) (本件意匠登録の無効事由の有無) について

(1) 被告は、①本件登録出願前に存在した公知意匠4ないし15は、いずれも大きさの異なる複数の数字表示部やグラフを備えており、本件意匠との違いは数字表示部及びグラフの位置及び大きさ程度にすぎない、②公知意匠16ないし18は、意匠登録がされていない原告自身の製品であり、原告自身、これらの意匠に意匠権を発生させることなく、公衆に提供することにしたのであるから、原告自らが新規性を喪失させたと評価すべきである、③公知意匠19のデータ表示部の中央には、3桁の大きな数字表示部が存在することなどを指摘し、本件意匠は、新規性ないし創作非容易性を欠くから、本件意匠の登録は無効である旨主張する。

(2) しかしながら、被告が指摘する公知意匠のうち、公知意匠4ないし18については、そのデータ表示部の中央には本件意匠に見られる3桁の数字表示部が存在しないから、本件意匠とは明らかにその美感を異にしているというほかはない。また、公知意匠19については、その中央部に3桁の数字を表示することができる装置が配置されているものの、この装置は、本件意匠のように、7セグメント数字を表示することのできる数字表示部ではなく、小さな四角の点(ドット)の集合により構成されているグラフ表示部であり、これら四角の点の点滅具合によって3桁の数字を表示することも可能になるというものにすぎないから、看者において、その美感を共通にするものとい

い難い。したがって、本件意匠と公知意匠4ないし19は、いずれも類似するものではないといわなければならない。

- (3) そして、本件訴訟の中で、被告が指摘する公知意匠を子細に検討してみても、既に認定した本件意匠の構成要素を全て満たすものはないし、中央に3桁の数字表示部を配置し、その左右及び下に数字表示部やグラフ表示部を配置するという本件意匠が採用した結合がありふれた手法であるということもできない。

以上によれば、被告が指摘する公知意匠が存在するからといって、本件意匠が当業者であれば容易に創作することができるものであるということもできず、本件意匠が新規性を欠くということもできない。

なお、被告は、株式会社大一商会が製造・販売するパチンコ台の意匠（乙26の1）には、データ表示部の中央に3桁の数字表示部があることも指摘するけれども、同意匠に係る物品はパチンコ台の本体そのものであるのに対し、本件意匠に係る物品は遊戯用器具の表示器であるから、両者は物品の同一性を欠くものである。したがって、被告の上記主張は、その前提を欠く失当なものというほかはないし、同意匠が存在するからといって、本件意匠が当業者であれば容易に創作することができるものであるということもできない。

- (4) 以上によれば、本件意匠の登録が、意匠法3条1項3号又は同条2項により無効であるということもできない。

4 争点(3)（被告製品の製造・販売等の差止めの要否）について

前記2で説示したとおり、被告意匠は本件意匠に類似するから、被告による被告製品の販売は本件意匠権を侵害することになる。また、本件意匠に無効事由が存在しないことは、前記3で説示したとおりである。

そうすると、原告は、意匠法37条1項及び2項に基づき、被告に対し、被告製品の製造、販売又は販売のための展示の差止め及びその占有する被告製品

の廃棄を求めることができる。

5 争点(4) (原告の損害額) について

原告は、被告製品の譲渡による損害について、意匠法39条1項に基づく損害額を主張するので、以下検討する。

(1) 被告が譲渡した物品(被告製品)の譲渡数量について

被告製品の譲渡数量が3万台であることは当事者間に争いが無い。

(2) 被告の侵害の行為がなければ販売することができた物品(原告の製品)について

ア 前記1(5)イで認定した事実によると、原告は、被告が被告製品の販売を開始した平成21年4月1日時点で、本件意匠権の実施品であるデー太郎ランプαのほか、デー太郎ランプαの後継機に当たるデー太郎ランプ888(平成19年3月販売開始)及びデー太郎ランプMZ(平成20年3月販売開始)、デー太郎ランプMZ-MAXの3機種を製造・販売していたことが認められる。

イ 意匠法39条1項の「侵害の行為がなければ販売することができた物品」とは、侵害者の製品と市場において競合関係に立つものであれば足り、侵害された意匠権の実施品であることまでは要しないと解されるどころ、本件意匠権の実施品であるデー太郎ランプα以外の本件後継3機種は、いずれも被告製品と同じ遊戯用器具の表示器であり、被告製品と市場において競合関係に立つものであるということが出来るから、いずれも「侵害の行為がなければ販売することができた物品」に当たるといふべきである。

ウ これに対し、被告は、①「侵害の行為がなければ販売することができた物品」とは、侵害された意匠権の実施品であることを要するところ、本件後継3機種はいずれも本件意匠の実施品には当たらない、②「侵害の行為がなければ販売することができた物品」が市場での競合品であれば足りるとしても、本件後継3機種と被告製品は市場で競合しない旨主張する。

しかしながら、上記①の点については、意匠法39条1項は「侵害の行為がなければ販売することができた物品」が侵害された意匠の実施品であることを要する旨の明文の規定を置いていない上、意匠権者が製品に改良を加えるということは世上よく行われているところであり、意匠権者は、侵害された意匠の実施品でなくても、代替関係がある製品を販売しているのであれば、侵害品の販売によって需要を奪われ、損害を被り得るものといえるから、同項所定の推定が及ぶというべきである。したがって、被告の上記主張は、採用することができない。

また、上記②の点については、本件後継3機種と被告製品は、いずれもパチンコ又はパチスロ用の呼出ランプであるから、被告製品が本件後継3機種と市場で競合するものであることは明らかである。

以上のとおり、被告の上記各主張は、いずれも採用することができない。

(3) 被告の侵害の行為がなければ販売することができた物品（原告の製品）の単位数量当たりの利益の額について

ア 原告製品の販売価格

原告は、「侵害の行為がなければ販売することができた物品」に当たる原告の製品1台当たりの販売価格につき、平成19年3月から平成24年11月までの平均単価（①デー太郎ランプαは■■■■■、②デー太郎ランプ888は■■■■■、③デー太郎ランプMZは■■■■■、④デー太郎ランプMZ-MAXは■■■■■）とすべきである旨主張する。

しかしながら、これらの金額は、被告製品の販売開始時（平成21年4月）より約2年も前の金額を反映したものであるところ、証拠（乙19、20）及び弁論の全趣旨によれば、パチンコ台の周辺機器である呼出ランプは、商品サイクルが短い上、需要者（パチンコ店等の事業者）の価格交渉力が強いから、値引き競争が激しいことから、販売開始時を頂点として

徐々に価格が低下していくものであることが認められるから、被告製品の販売が開始される前の価格を前提として単位数量当たりの利益の額を算定することは相当ではない。

そして、証拠（甲96）及び弁論の全趣旨によれば、被告製品販売開始時である平成21年4月から平成24年11月までの上記各4機種（パチンコ用とパチスロ用の平均を取ったもの。）の平均単価は、①デー太郎ランプαにつき [REDACTED]、②デー太郎ランプ888につき [REDACTED]、③デー太郎ランプMZにつき [REDACTED]、④デー太郎ランプMZ-MAXにつき [REDACTED] であることが認められるところ、前記1(5)イで認定したとおり、被告製品販売開始時には、既にデー太郎ランプαの生産は終了していたにもかかわらず、その平均単価が後継機種であるデー太郎ランプ888よりも高くなっていることに照らすと、生産終了後のデー太郎ランプαの購入は、既にデー太郎ランプαを導入しているパチンコ店が故障機の発生等に伴って故障機の代替・補充等の目的で行ったものであると考えられる。そうすると、後継機種の発売開始後の時点で、新たにデー太郎ランプαを製造・販売した場合に、後継機種であるデー太郎ランプ888より高い価額で製造・販売することができたとは考え難く、デー太郎ランプαの販売価格については、デー太郎ランプ888と同じ [REDACTED] とするのが相当である。

イ 控除すべき費用

(7) デー太郎ランプαについて

a 製造原価

(a) デー太郎ランプα（パチンコ用）について

デー太郎ランプα（パチンコ用）につき、①原告調達の附属品費 [REDACTED]、②入力変換器原材料費 [REDACTED]、③入力変換器製造委託料 [REDACTED]、④代表ランプ中継器製造委託料 [REDACTED]

■を控除すべきであることについては当事者間に争いがない。そして、証拠（甲30, 35, 43, 44, 50ないし59, 77）及び弁論の全趣旨によれば、ランプ本体の製造委託料は■
■代表ランプ中継器原材料費は■程度であったものと認められる。

そうすると、デー太郎ランプα（パチンコ用）につき製造原価として控除すべき費用は■となる。

(b) デー太郎ランプα（パチスロ用）について

デー太郎ランプα（パチスロ用）につき、①原告調達の附属品費用■, ②集中分配器原材料費■, ③集中分配器製造委託料■, ④代表ランプ中継器製造委託料■
■控除すべきであることについては当事者間に争いがない。そして、証拠（甲30, 35, 43, 44, 50ないし59, 77）及び弁論の全趣旨によれば、ランプ本体の製造委託料は■
■代表ランプ中継器原材料費は■程度であったと認められる。

そうすると、デー太郎ランプα（パチスロ用）につき製造原価として控除すべき費用は■となる。

b 販売費及び一般管理費

(a) デー太郎ランプα（パチンコ用）について

意匠法39条1項によって損害額を算定するため、原告製品1台当たりの利益を求めるに当たっては、販売費及び一般管理費につき、変動費のみを控除するのが相当であるところ、輸送費として■
■を控除すべきであることについては当事者間に争いがない。

他方、被告は、輸送費のほか、広告宣伝費、旅費交通費、営業販売員給与、貸倒償却及びアフターサービス費用も控除すべきである

そうすると、デー太郎ランプ888（パチンコ用）につき製造原価として控除すべき費用は [REDACTED] となる。

(b) デー太郎ランプ888（パチスロ用）について

デー太郎ランプ888（パチスロ用）につき、①ランプ本体の製造委託料並びに緩衝材及びICT検査費 [REDACTED] ②原告調達の本体部品費用 [REDACTED]、③原告調達の附属品費用 [REDACTED]、④集中分配器原材料費 [REDACTED]、⑤集中分配器製造委託料 [REDACTED]、⑥代表ランプ中継器製造委託料として [REDACTED] を控除すべきであることについては当事者間に争いがなく、証拠（甲30、35、43、44、50ないし53）及び弁論の全趣旨によれば、代表ランプ中継器の原材料費は [REDACTED] 程度であったと認められる。

そうすると、デー太郎ランプ888（パチスロ用）につき製造原価として控除すべき費用は [REDACTED] となる。

b 販売費及び一般管理費

デー太郎ランプαと同様、控除すべき変動費は輸送費 [REDACTED] であると認められる。

c まとめ

以上によれば、デー太郎ランプ888の1台当たりの利益は、パチンコ用につき [REDACTED]（ [REDACTED] [REDACTED] ）、パチスロ用につき [REDACTED]（ [REDACTED] [REDACTED] ）となり、その平均を取ると [REDACTED] となる。

(ウ) デー太郎ランプMZについて

a 製造原価

(a) デー太郎ランプMZ（パチンコ用）について

デー太郎ランプMZ（パチンコ用）につき、①ランプ本体の製造委託料 [REDACTED]、②原告調達の本体部品費用 [REDACTED]、③原告調達の附属品費用 [REDACTED]、④入力変換器原材料費 [REDACTED]、⑤入力変換器製造委託料 [REDACTED] を控除すべきであることについては当事者間に争いがなく、証拠（甲30、35、43、44、50ないし53）及び弁論の全趣旨によれば、代表ランプ中継器の原材料費は [REDACTED] 程度、代表ランプ中継器製造委託料は [REDACTED] であったと認められる。

そうすると、デー太郎ランプMZ（パチンコ用）につき製造原価として控除すべき費用は [REDACTED] となる。

b) デー太郎ランプMZ（パチスロ用）について

デー太郎ランプMZ（パチスロ用）につき、①ランプ本体の製造委託料 [REDACTED]、②原告調達の本体部品費用 [REDACTED]、③原告調達の附属品費用 [REDACTED]、④集中分配器原材料費 [REDACTED]、⑤集中分配器製造委託料 [REDACTED]、⑥代表ランプ中継器製造委託料 [REDACTED] を控除すべきであることについては当事者間に争いがなく、証拠（甲30、35、43、44、50ないし53）及び弁論の全趣旨によれば、代表ランプ中継器の原材料費は [REDACTED] 程度であったと認められる。

そうすると、デー太郎ランプMZ（パチスロ用）につき製造原価として控除すべき費用は [REDACTED] となる。

b) 販売費及び一般管理費

デー太郎ランプα及びデー太郎ランプ888と同様、控除すべき変動費は輸送費 [REDACTED] であったと認められる。

c) まとめ

以上によれば、デー太郎ランプMZの1台当たりの利益は、パチン

コ用につき [REDACTED] ([REDACTED]) , パチスロ用につき [REDACTED] ([REDACTED]) となり, その平均を取ると [REDACTED] となる。

(I) デー太郎ランプMZ-MAXについて

a 製造原価

(a) デー太郎ランプMZ-MAX (パチンコ用) について

デー太郎ランプMZ-MAX (パチンコ用) につき, ①ランプ本体の製造委託料 [REDACTED], ②原告調達の本体部品費用 [REDACTED], ③原告調達の附属品費用 [REDACTED], ④入力変換器原材料費 [REDACTED], ⑤入力変換器製造委託料 [REDACTED] を控除すべきであることについては当事者間に争いがなく, 証拠 (甲30, 35, 43, 44, 50ないし53) 及び弁論の全趣旨によれば, 代表ランプ中継器の原材料費は [REDACTED] 程度, 代表ランプ中継器製造委託料は [REDACTED] であったと認められる。

そうすると, デー太郎ランプMZ-MAX (パチンコ用) につき製造原価として控除すべき費用は [REDACTED] となる。

(b) デー太郎ランプMZ-MAX (パチスロ用) について

デー太郎ランプMZ-MAX (パチスロ用) につき, ①ランプ本体の製造委託料 [REDACTED], ②原告調達の本体部品費用 [REDACTED], ③原告調達の附属品費用 [REDACTED], ④集中分配器原材料費 [REDACTED], ⑤集中分配器製造委託料 [REDACTED], ⑥代表ランプ中継器製造委託料 [REDACTED] を控除すべきであることについては当事者間に争いがなく, 証拠 (甲30, 35, 43, 44, 50ないし53) 及び弁論の全趣旨によれば, 代表ランプ中継器の原材料費は [REDACTED] 程度であったと認められる。

そうすると, デー太郎ランプMZ-MAX (パチスロ用) につき

製造原価として控除すべき費用は [REDACTED] となる。

b 販売費及び一般管理費

デー太郎ランプ α 、デー太郎ランプ888、デー太郎ランプMZと同様、控除すべき変動費は輸送費 [REDACTED] であると認められる。

c まとめ

以上によれば、デー太郎ランプMZ-MAXの1台当たりの利益は、パチンコ用につき [REDACTED] ([REDACTED] [REDACTED])、パチスロ用につき [REDACTED] ([REDACTED] [REDACTED]) となり、その平均を取ると [REDACTED] となる。

(d) 前記(7)ないし(イ)の平均は、 [REDACTED] (1銭未満四捨五入。

以下同じ。)であり、被告の侵害の行為がなければ販売することのできた物品(原告の製品)の単位数量当たりの利益の額としては、同額とするのが相当である。

(4) 原告の実施の能力について

ア 前記1(4)及び(5)で認定した事実によると、原告は、呼出ランプの製造販売台数につき全国第4位の業者であり、平成20年度は8万台、平成21年度は7万5000台の呼出ランプを販売していたというのであるから、平成21年4月1日の被告製品の販売開始から現在に至るまでの間に被告製品の譲渡数量である3万台を製造・販売する能力を有していたものということができる。

イ これに対し、被告は、本件意匠権の実施品であるデー太郎ランプ α は平成20年5月の段階で生産を終了していたから、原告には実施の能力が欠ける旨の主張をするけれども、「侵害の行為がなければ販売することができた物品」とは、侵害された意匠権の実施品であることを要しないことは、前記(2)で説示したとおりであるから、被告の上記主張は前提を欠くもの

というほかはない。

(5) 意匠法 39 条ただし書に該当する事情について

ア 意匠法 39 条 1 項ただし書は、権利者の逸失利益の算定を容易にするために設けられた規定であり、同項本文は、侵害者の譲渡した製品の数量に、意匠権者等がその侵害行為がなければ販売することができた製品の単位数量当たりの利益額を乗じた額を、意匠権者等の実施の能力に応じた額を超えない限度において、意匠権者等が受けた損害額と推定することを規定し、同項ただし書は、侵害者が同項本文による推定を覆す事情を証明した場合には、その限度で損害額を減額することができることを規定したものと解するのが相当である。そして、同項ただし書の「販売することができない事情」としては、競合品の存在、侵害品の他の特徴、侵害品の価格、侵害品の譲渡数量に占める当該意匠の寄与度等の事情を考慮することができるのと解するのが相当である。

イ そこで、本件についてこれをみるに、前記 1 で認定した事実によると、①遊戯用器具の表示器の市場には、原告及び被告以外の製造業者 4 社が存在し、これら製造業者 4 社も、被告が上記市場に参入した平成 21 年 4 月以前から、被告製品と競合する製品である遊戯用器具の表示器を販売していたこと、②被告参入前の平成 20 年度における原告の市場占有率は 18.7% であり、原告以外の製造業者 4 社が残り 81.3% の市場占有率を有していたこと、③被告は、原告の元従業員である被告代表者によって平成 21 年 2 月に設立され、同年 4 月に被告製品の販売を開始したものであり、被告が上記市場に参加して被告製品を販売するようになった平成 21 年度には、被告が新たに 3.5% の市場占有率を獲得する一方で、原告の市場占有率は 15.5% (前年度比 3.2% 減少) に、他の製造業者 4 社の市場占有率も 80.9% (前年度比 0.4% 減少) にそれぞれ低下したこと、④被告製品は、7 セグメント表示の数字表示部の色彩がセグメントごとに

変化するほか、グラフ表示部に関しては、縦グラフと横グラフとを選択することが可能である上、遊戯者にとって関心の高いデータである連チャン回数を表示することも可能な仕組みとなっているという本件意匠にはない特徴を有していたこと、⑤本件意匠権は、部分意匠であるところ、本件意匠権に係る物品である呼出ランプは、本件意匠の部分であるデータ表示部のほか、その周囲にあるランプ発光部から構成されているものであり、需要者としては、データ表示部の有する各種機能や特徴に加え、ランプ発光部の形状等をも総合的に評価して呼出ランプの購入を決定するのが通常であるところ、被告製品のランプ発光部には、被告が新たに開発した視認性の高い立体感のある大型二重レンズが搭載されており、同レンズは、データ表示部からその外側に向かって広げた翼のような形をした特徴的な形態をしていたため、需要者の目を惹きやすいものであったこと、⑥被告製品には、デー太郎ランプMZ-MAX以外の原告製品にはない節電機能が搭載されていたこと等を指摘することができる。

これら諸点に照らすと、仮に、被告製品が製造・販売されなかったとしても、被告製品の販売数量をすべて原告において販売することができたわけではないと考えられるから、本件においては、意匠法39条1項ただし書所定の事情があるというべきである。そして、以上の諸事情を総合考慮すると、被告製品の譲渡数量に相当する数量に対し、意匠法39条1項ただし書所定の事情が認められるものとして控除すべき数量の割合は、50%と認めるのが相当である。

ウ なお、被告は、上記④及び⑤の事情を意匠法39条1項ただし書所定の事情とは別個に寄与度減殺という形で考慮すべきである旨主張するけれども、既に説示したとおり、被告主張に係る事情は、同項ただし書において考慮すべき事情の1つであり、本件において、これらの事情を同項ただし書とは別個に、同項本文による推定を覆滅する事由として二重に考慮して

損害額を減額するのは相当ではない。

(6) 逸失利益のまとめ

以上によると、意匠法39条1項による原告の損害額は、
() と算定される。

(7) 弁護士費用

原告が本件訴訟の提起、追行を原告訴訟代理人に委任したことは本件記録上明らかであるところ、本件事案の内容、審理の経過、認容額等、諸般の事情を考慮すると、原告が被告に損害賠償として求め得る弁護士費用は、200万円とするのが相当である。

(8) 原告の損害額

以上によれば、被告の意匠権侵害行為により原告が被った損害の合計額は、
となること、原告は、本件訴訟においては、一部請求として4000万円の支払を求めているから、認容額は4000万円にとどまる。

第4 結論

以上の次第で、原告の本件請求は、いずれも理由があるからこれを認容することとし、主文第1項及び第2項に係る仮執行宣言については、相当でないからこれを付さないこととし、主文のとおり判決する。

名古屋地方裁判所民事第9部

裁判長裁判官 福 井 章 代

裁判官 富 澤 賢 一 郎

裁判官 西 脇 真 由 子

(別紙)

イ号製品目録

商品名：エレクスランプ

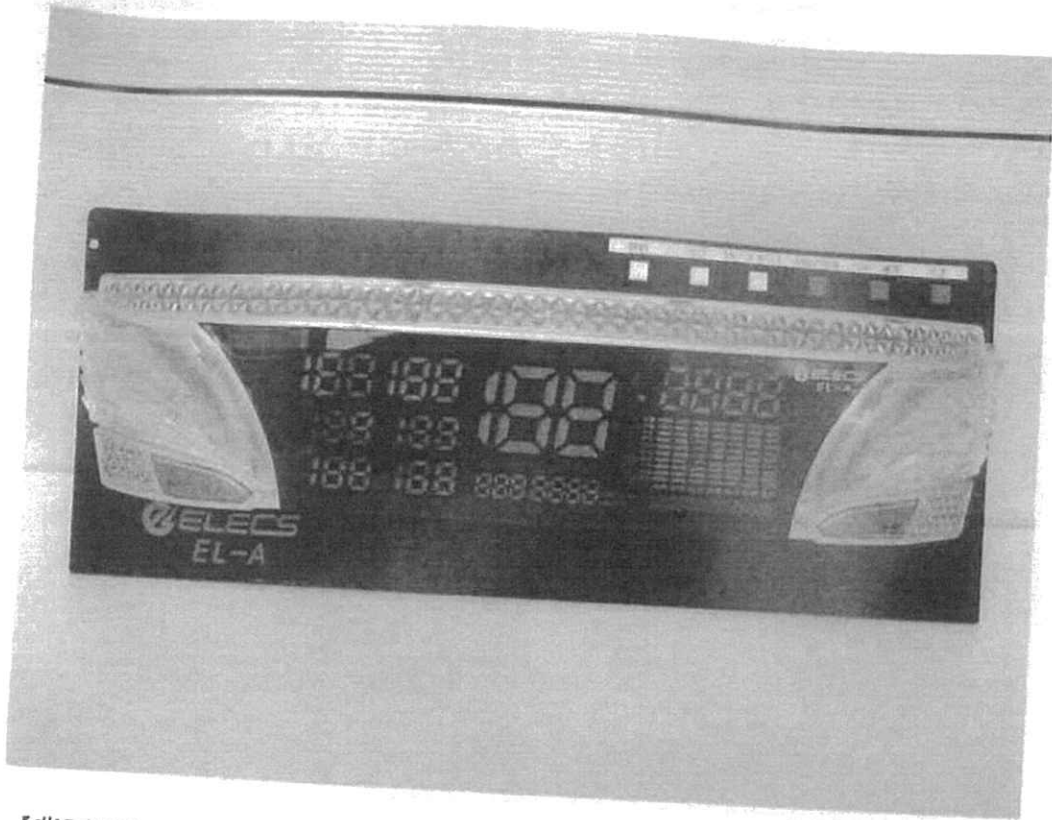
型番：EL-A,1

なお、外観は写真のとおり

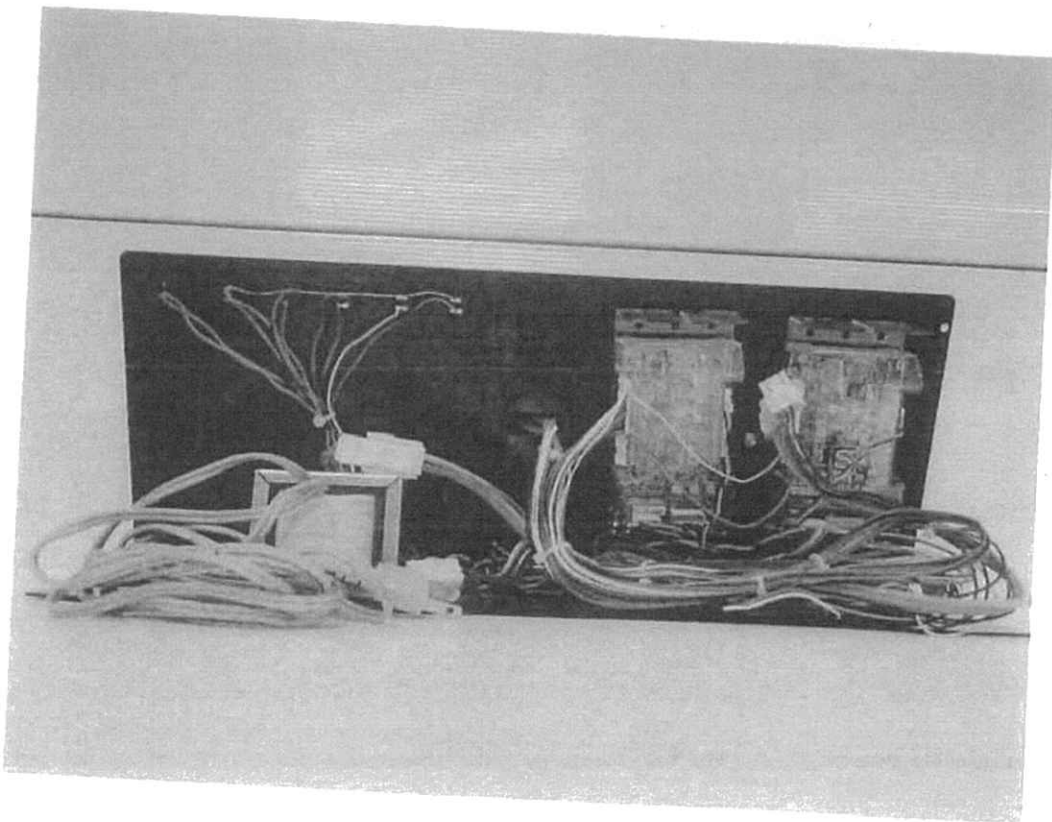
【斜視図】



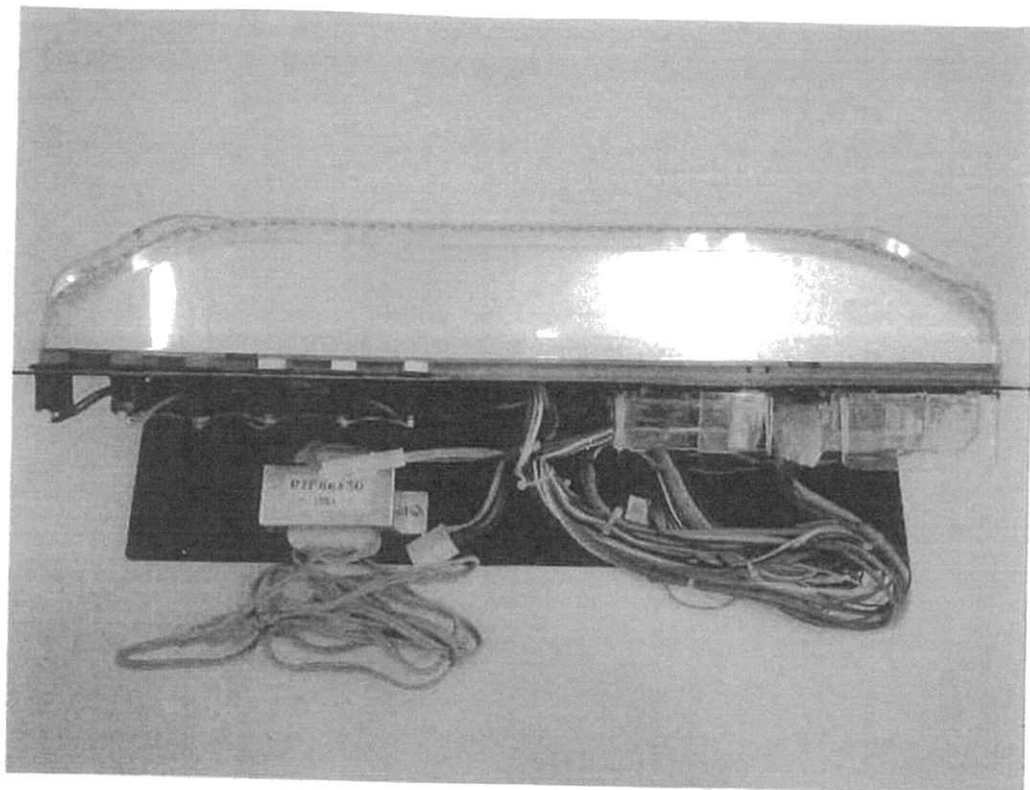
【正面図】



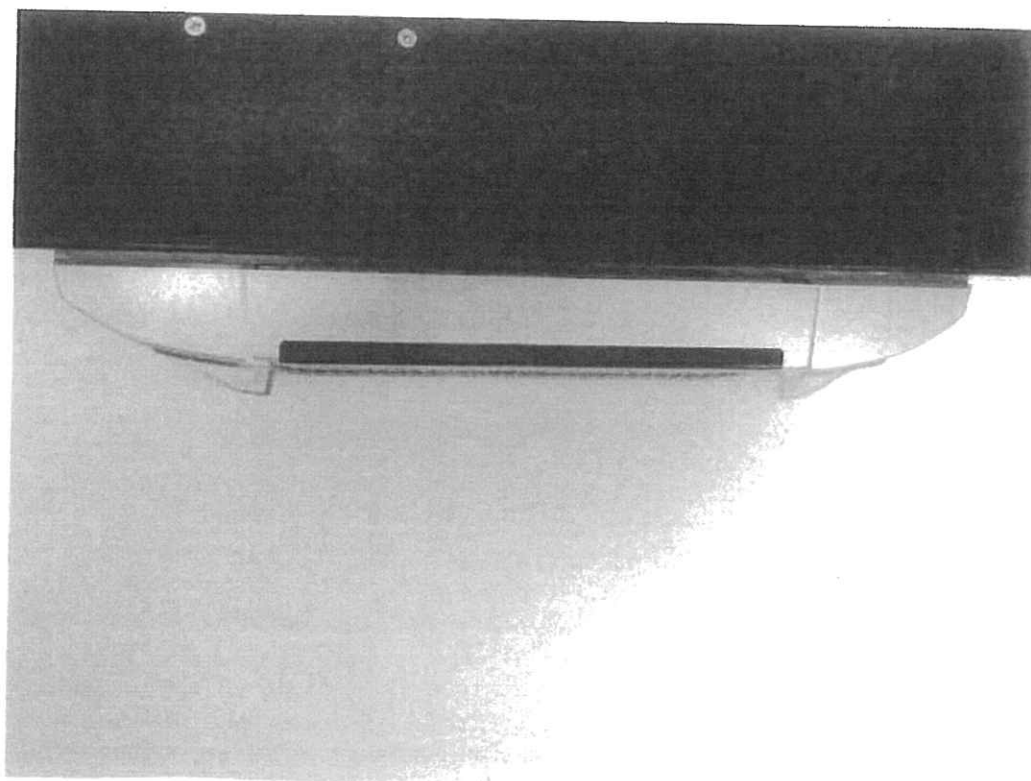
【背面図】



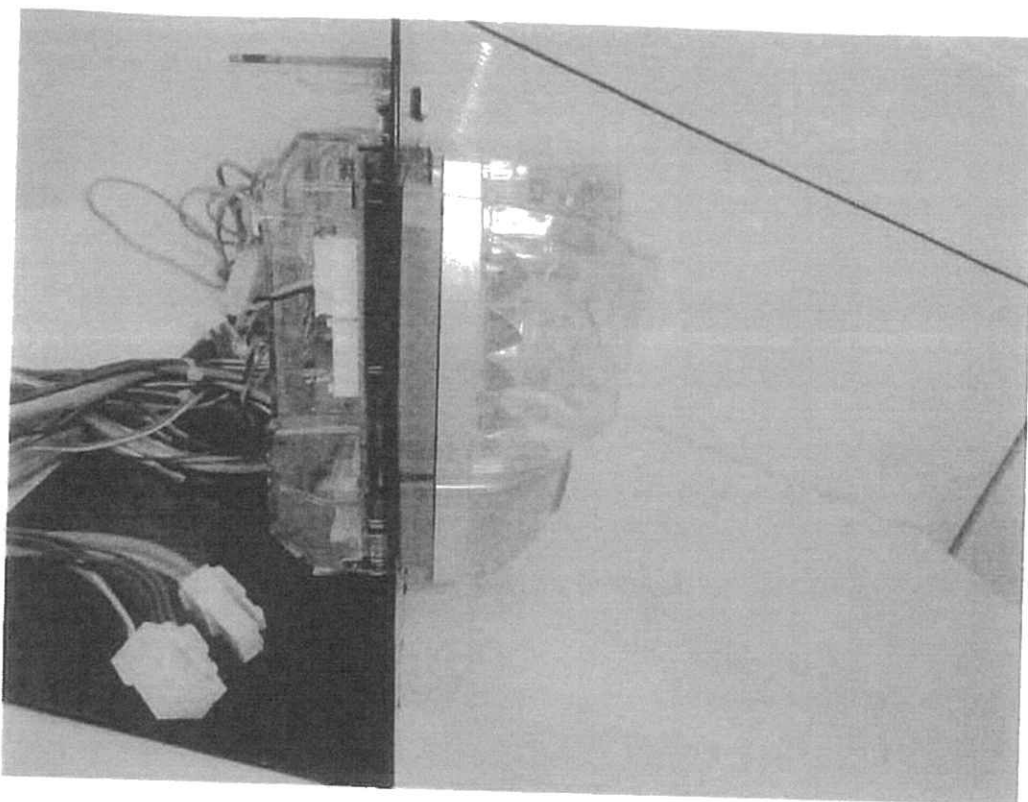
【平面図】



【底面図】



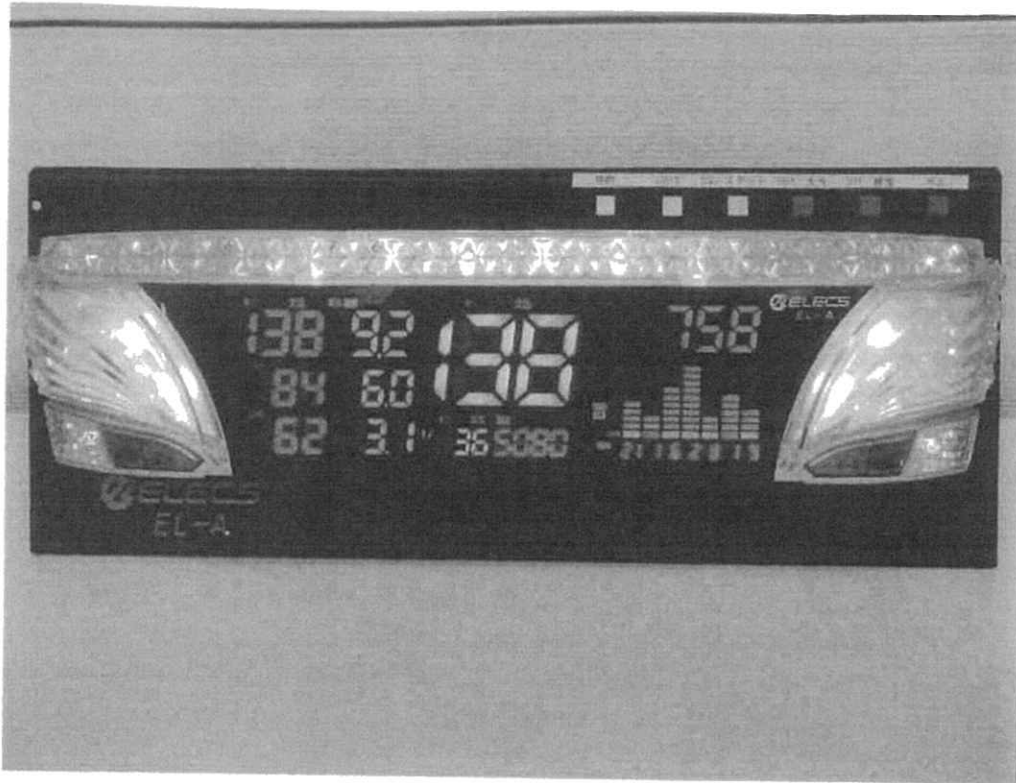
【左側面図】



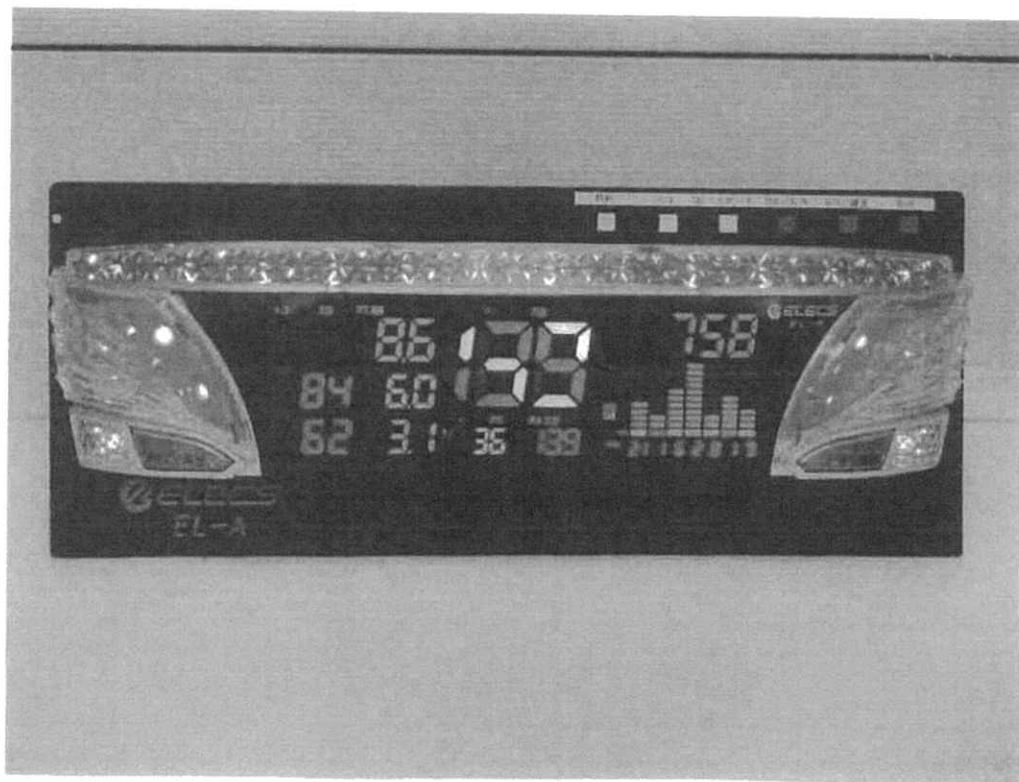
【右側面図】



【通電状態を示す参考図 1】



【通電状態を示す参考図 2】



(別紙)

意匠公報

- (19) 【発行国】 日本国特許庁 (JP)
(45) 【発行日】 平成18年3月6日 (2006. 3. 6)
(12) 【公報種別】 意匠公報 (S)
(11) 【登録番号】 意匠登録第1264441号 (D1264441)
(24) 【登録日】 平成18年1月20日 (2006. 1. 20)
(54) 【意匠に係る物品】 遊戯用器具の表示器

【部分意匠】

- (52) 【意匠分類】 E2-31900
(51) 【国際意匠分類 (参考)】 21-03
(21) 【出願番号】 意願2005-713 (D2005-713)
(22) 【出願日】 平成17年1月13日 (2005. 1. 13)
(72) 【創作者】

【氏名】 近藤 政彦

【住所又は居所】 名古屋市緑区大高町字一番割66番地-1 大一電機産業株式会社内

(73) 【意匠権者】

【識別番号】 390026217

【氏名又は名称】 大一電機産業株式会社

【住所又は居所】 愛知県名古屋市緑区大高町字一番割66番地-1

(74) 【代理人】

【識別番号】 100082500

【弁理士】

【氏名又は名称】 足立 勉

【審査官】 渡邊 久美

(56) 【参考文献】 遊技通信、1302号、(2004-11-25)、115頁

(55) 【意匠に係る物品の説明】 本物品は、パチンコ、スロットマシン等の遊戯用器具の上部に設置されるもので、データ表示部に遊戯者の各データを表示する数字に対応するセグメントを点灯させることにより所望の数字、色などを変動表示すると共に、上部に輝度、色調を可変できる上部ランプと、左右に各ボタンを押すことにより点灯する左右ランプが設けられたものである。

(55) 【意匠の説明】 図面代用写真において、黄色に塗りつぶした部分以外が、部分意匠として意匠登録を受けようとする部分である。

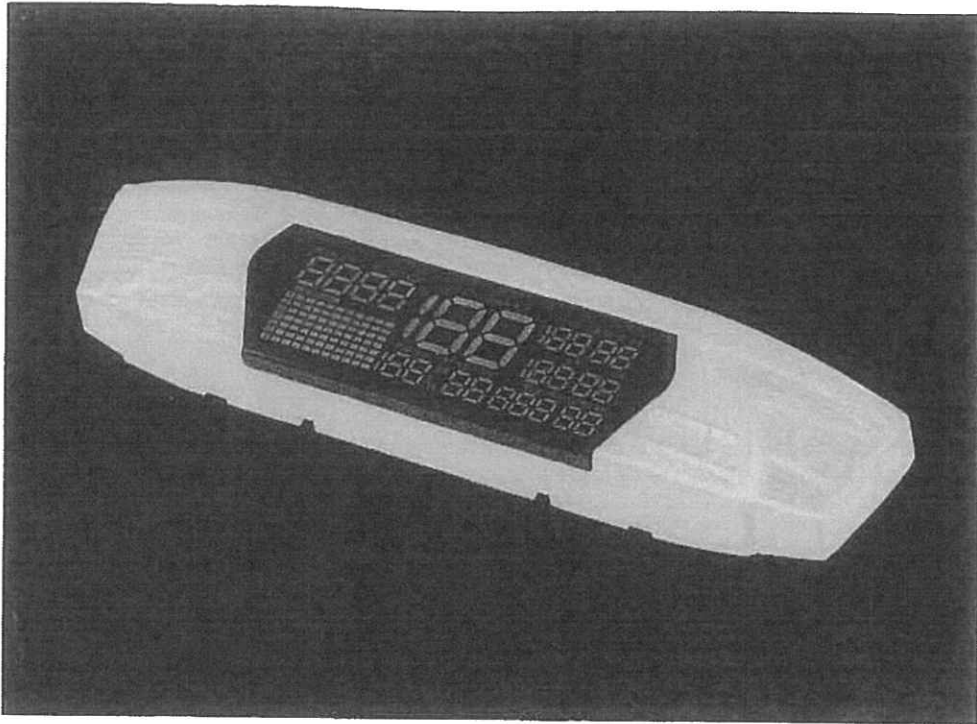
【図面】

【斜視図】

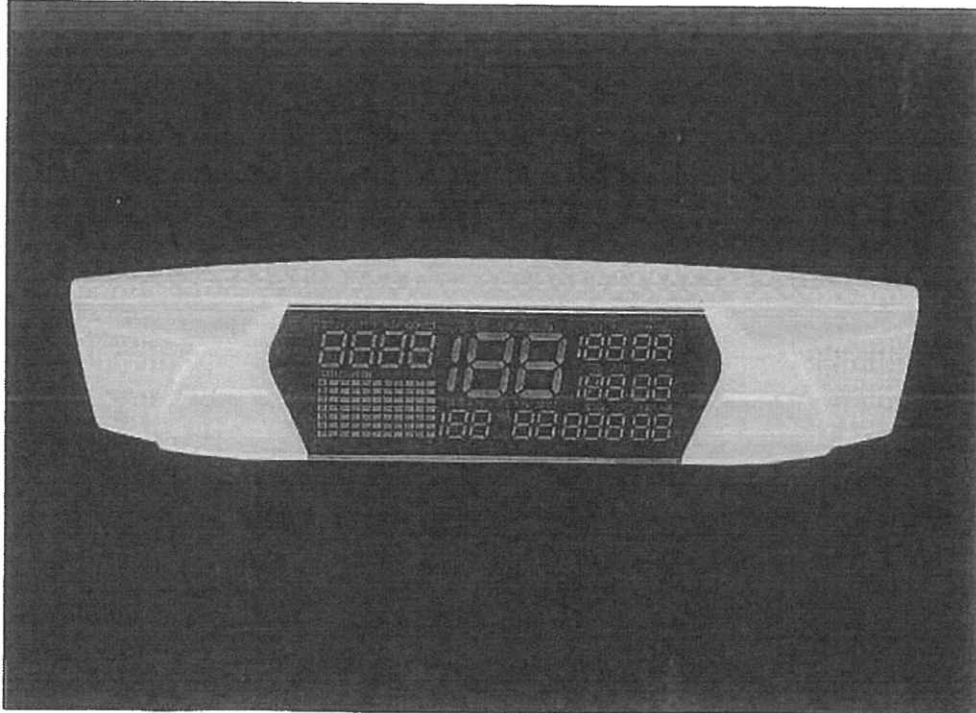


(2)

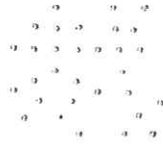
意匠登録1264441



【正面図】

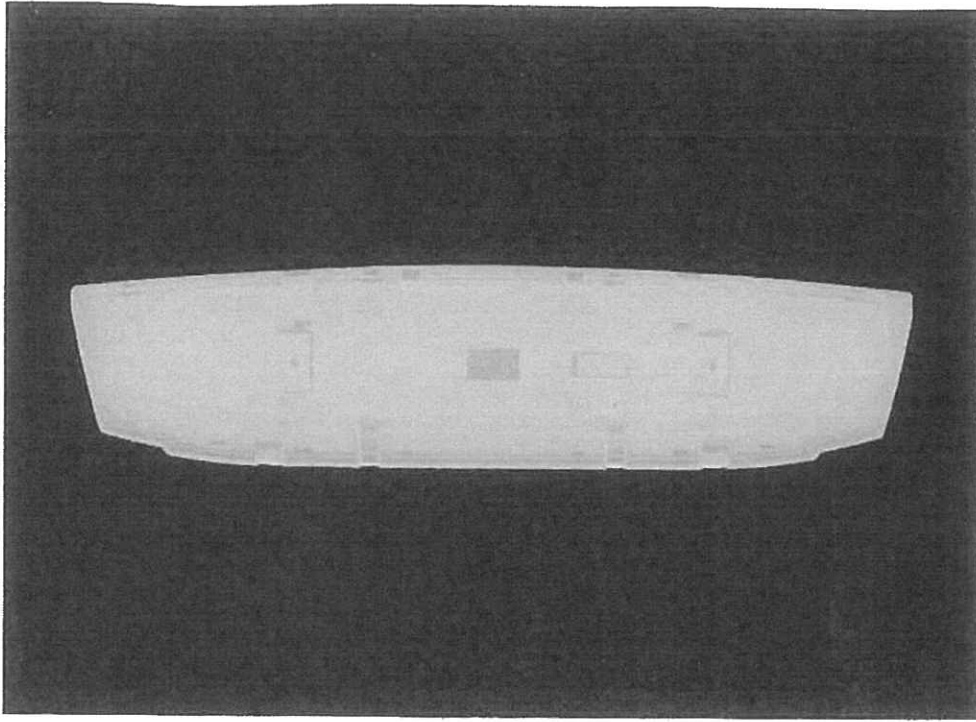


【背面図】

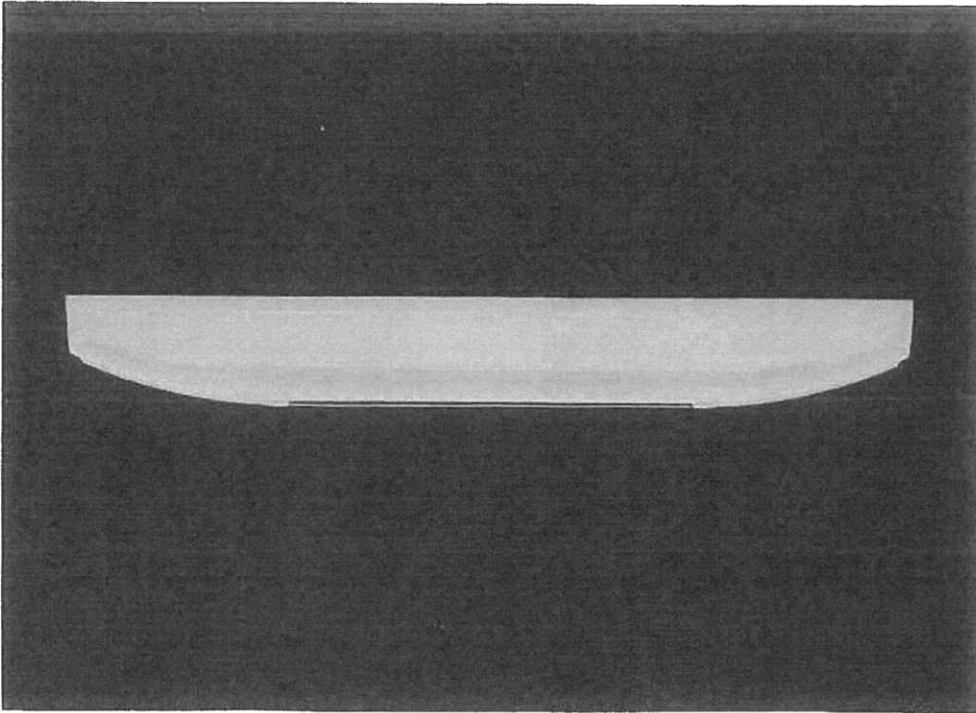


(3)

意匠登録1264441



【平面図】

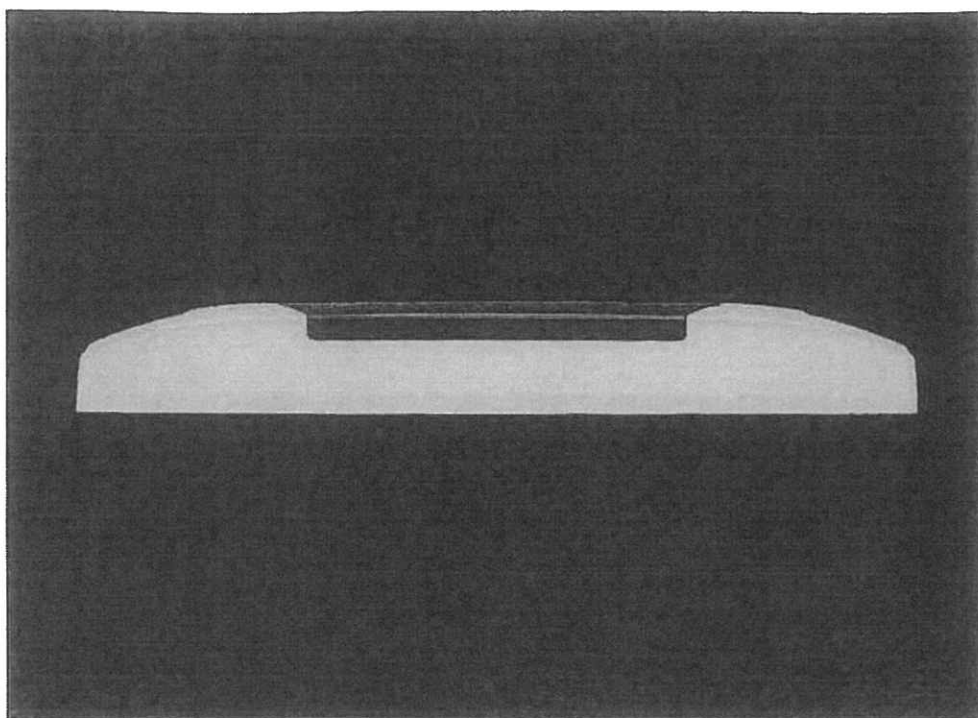


【底面図】

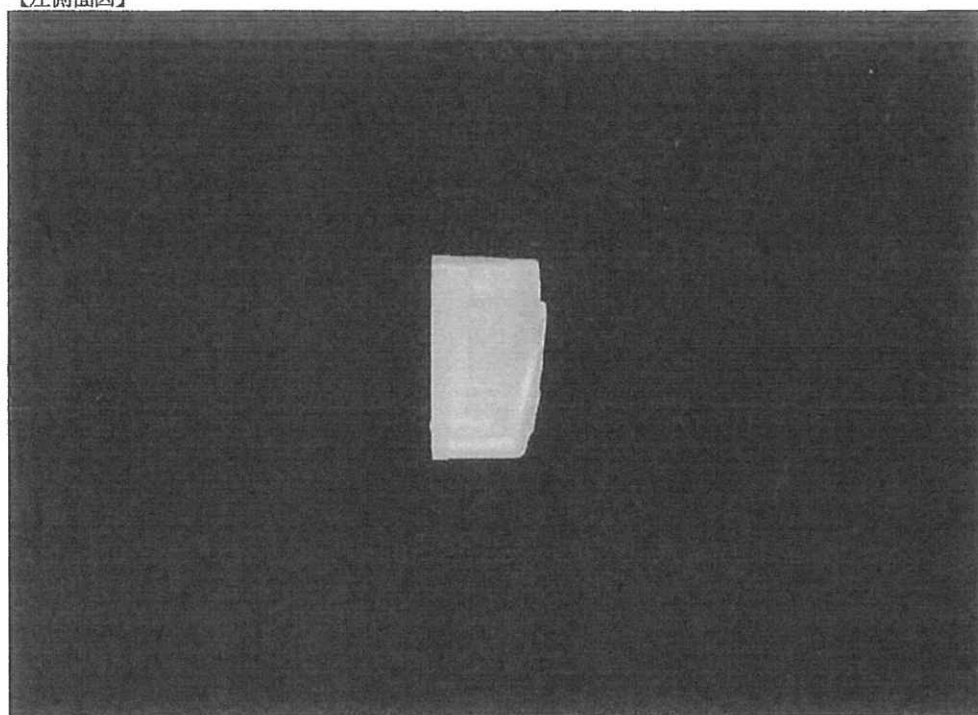


(4)

意匠登録1264441



【左側面図】

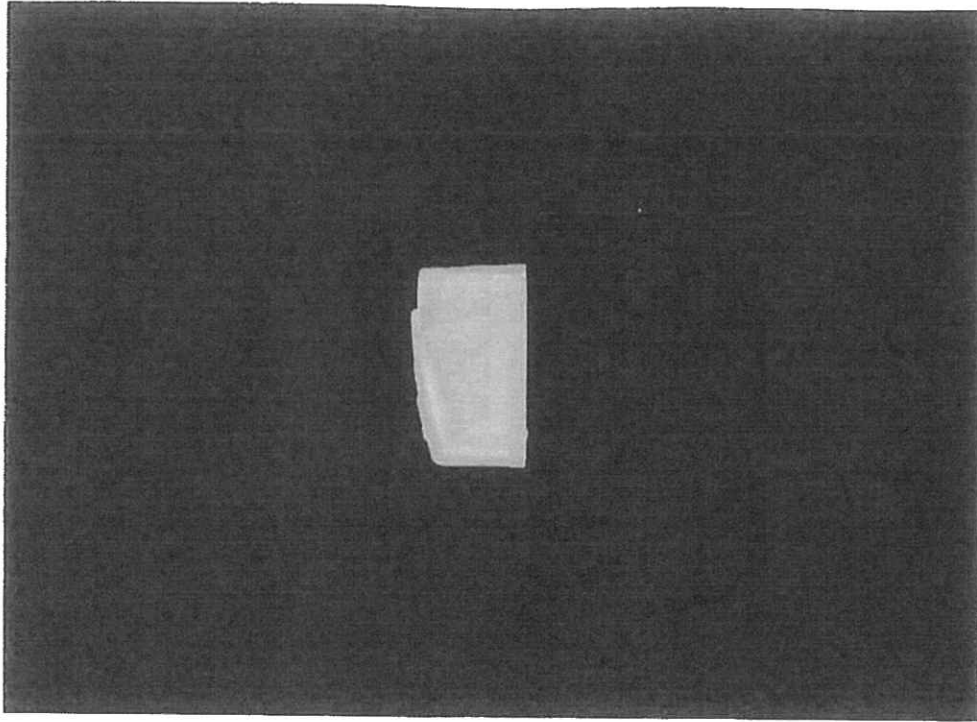


【右側面図】

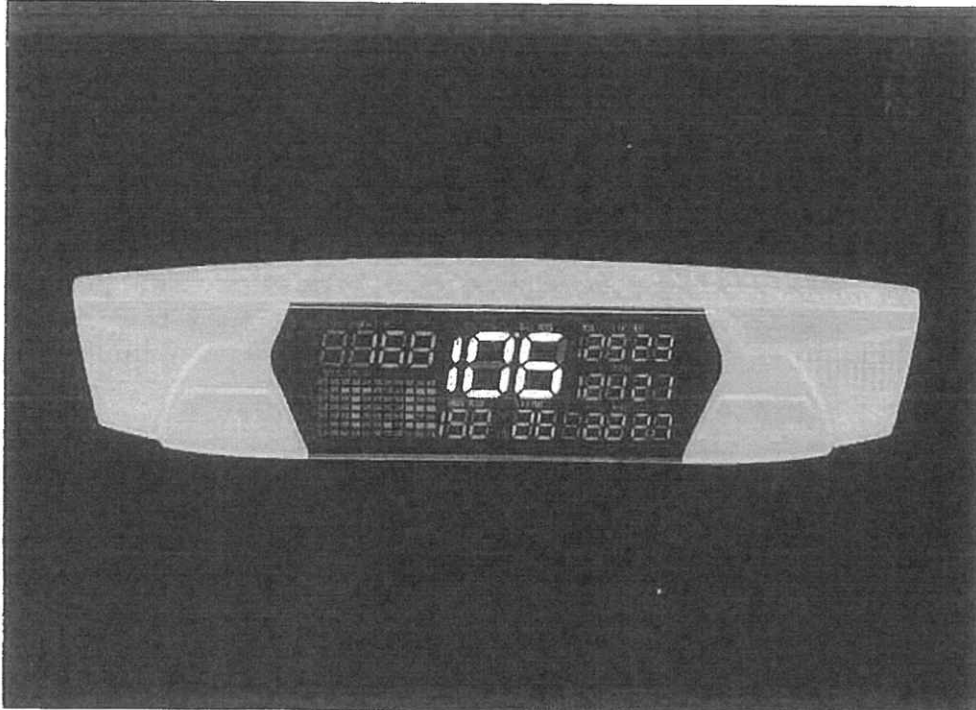


(5)

意匠登録1264441



【通電状態を示す参考図1】

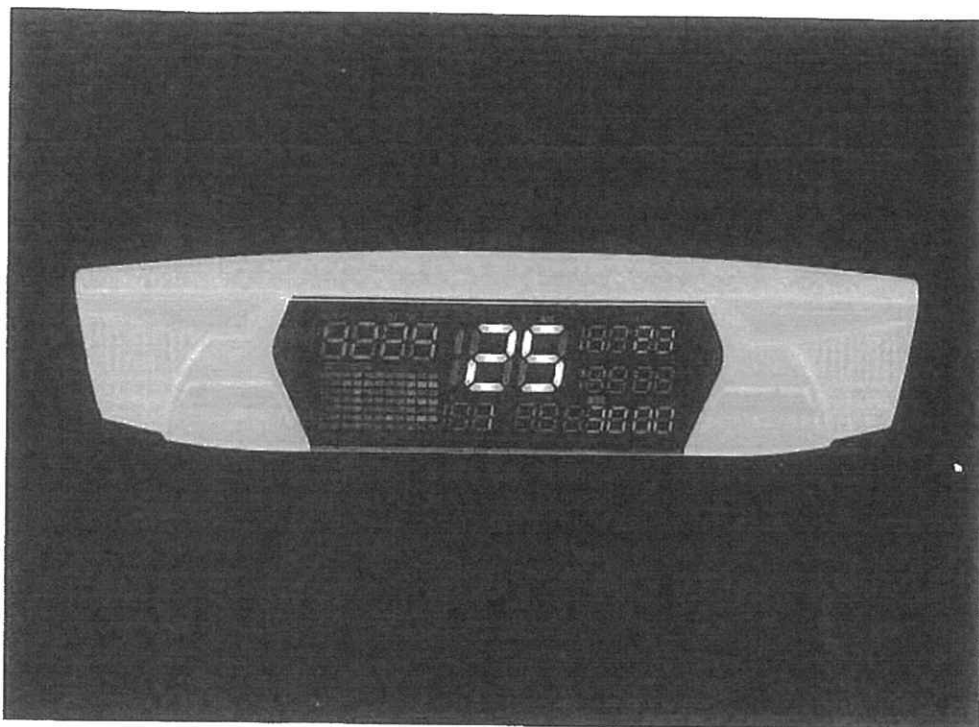


【通電状態を示す参考図2】

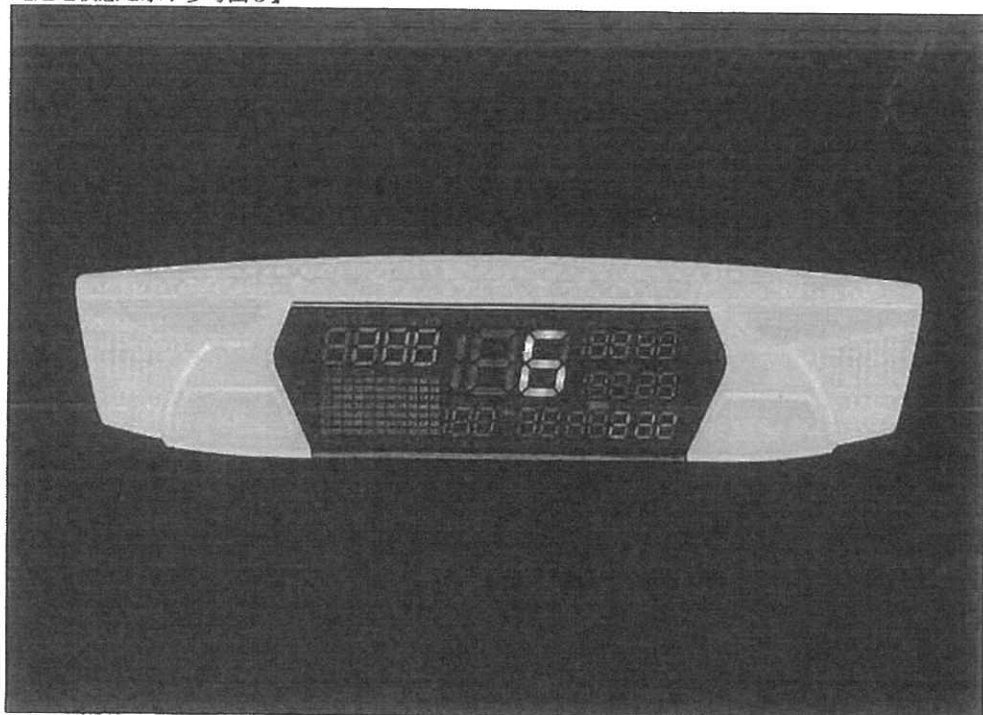


(6)

意匠登録1264441



【通電状態を示す参考図3】

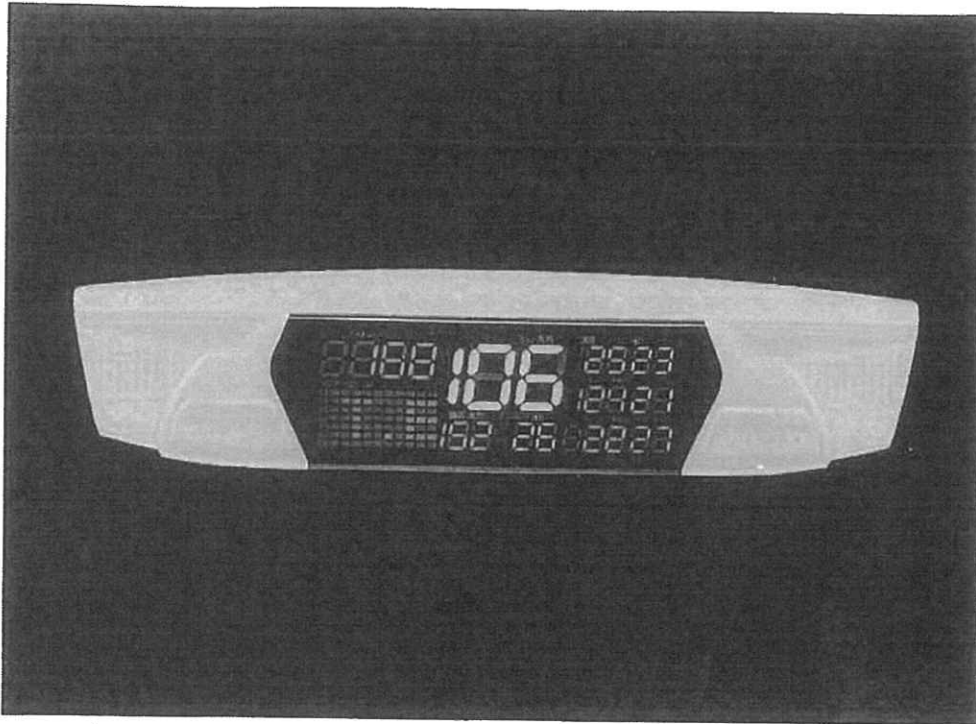


【通電状態を示す参考図4】

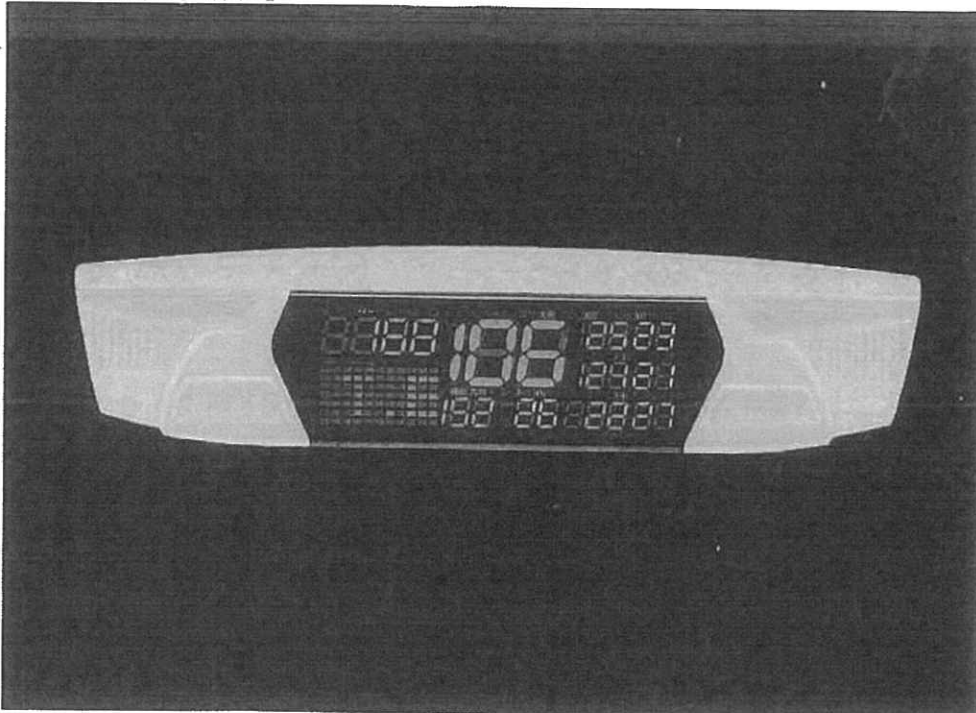


(7)

意匠登録1264441



【通電状態を示す参考図5】

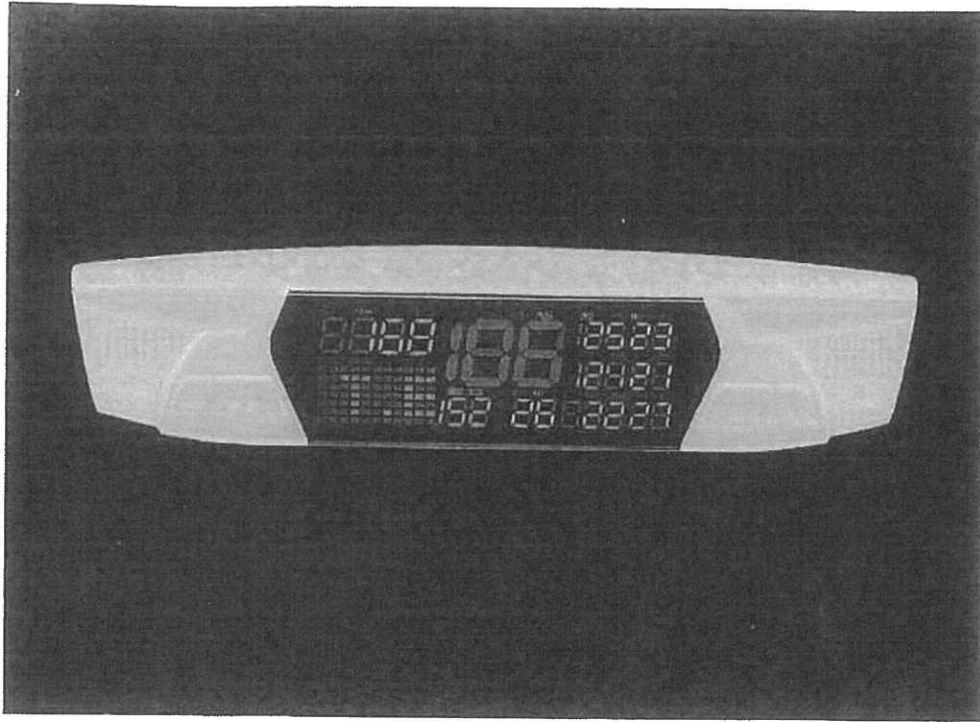


【通電状態を示す参考図6】



(8)

意匠登録1264441



これは正本である。

平成27年1月22日

名古屋地方裁判所民事第9部

裁判所書記官 佐藤 可奈子

